租特透明化法の制定に伴う

連結法人における適用額明細書の記載の手引

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。

平成 24 年 7 月

国　税　庁

目　　　次

Ⅰ　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ ⑴
　１　適用額明細書の様式 ・・・ ⑵
　２　Ｑ＆Ａ ・・ ⑶
　３　適用額明細書の提出（流れ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑸

Ⅱ　適用額明細書の書き方 ・・・ ⑹
　１　記載要領 ・・ ⑹
　２　租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方 ・・・・・・・・・・・・・ ⑺
　３　整理番号・業種番号の表示位置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑻
　　・　【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人） ・・・ ⑻
　　・　【書面で提出する場合】（前年の申告をe-Taxで行った法人） ・・・・・ ⑼
　　・　【e-Taxを利用して提出する場合】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑽
　　・　事業種目・業種番号一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑾
　４　記載に当たっての留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⒀
　　・　記載誤りにご注意ください ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⒁

Ⅲ　適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次） ・・・ 目次：〔1〕～〔4〕
　○　適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １～104

　国税庁ホームページへの掲載 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０５

凡　　例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年３月31日号外法律第８号）
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成22年３月31日号外政令第67号）
法附則	租特透明化法附則
平成23年旧措置法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法
平成23年12月旧措置法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧効力措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法
特定非営利活動促進法改正前旧措置法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第４項に規定する仮認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注）この手引は、平成24年７月１日現在の法令に基づいて作成しています。

Ⅰ　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法第２条第１項、第３条第１項）

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります。（法第１条）

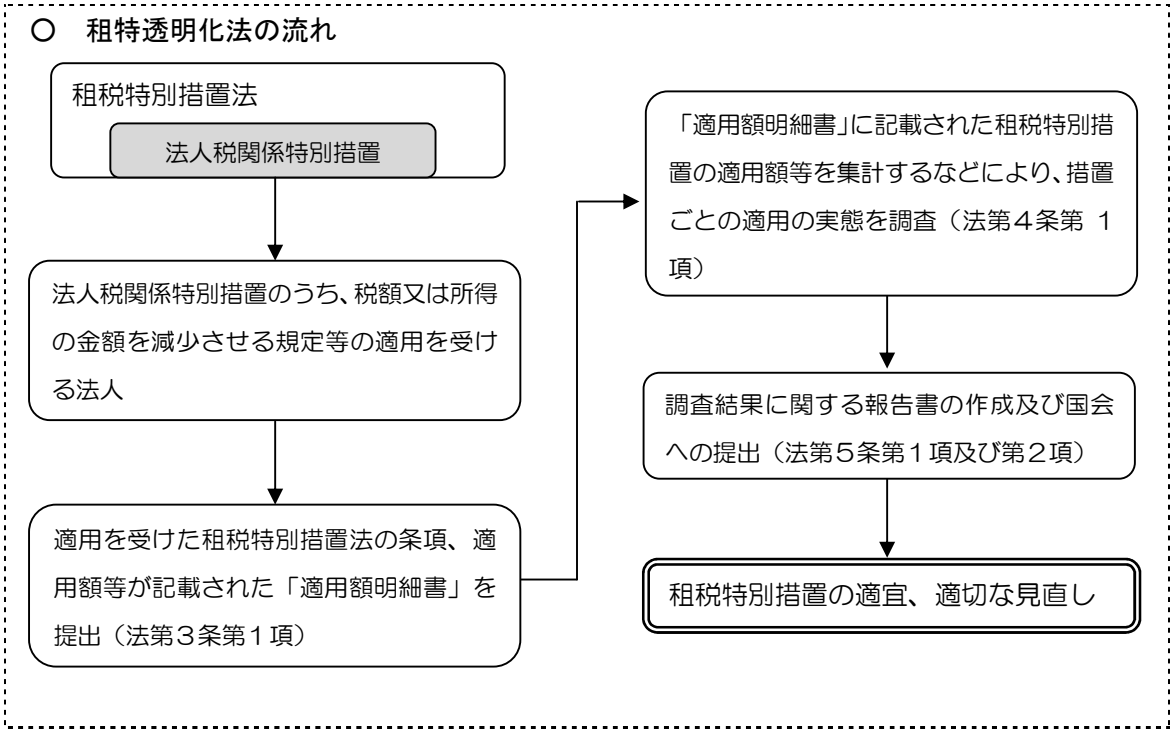

1　適用額明細書の様式

「適用額明細書」の、様式は以下のとおりです。

なお、「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

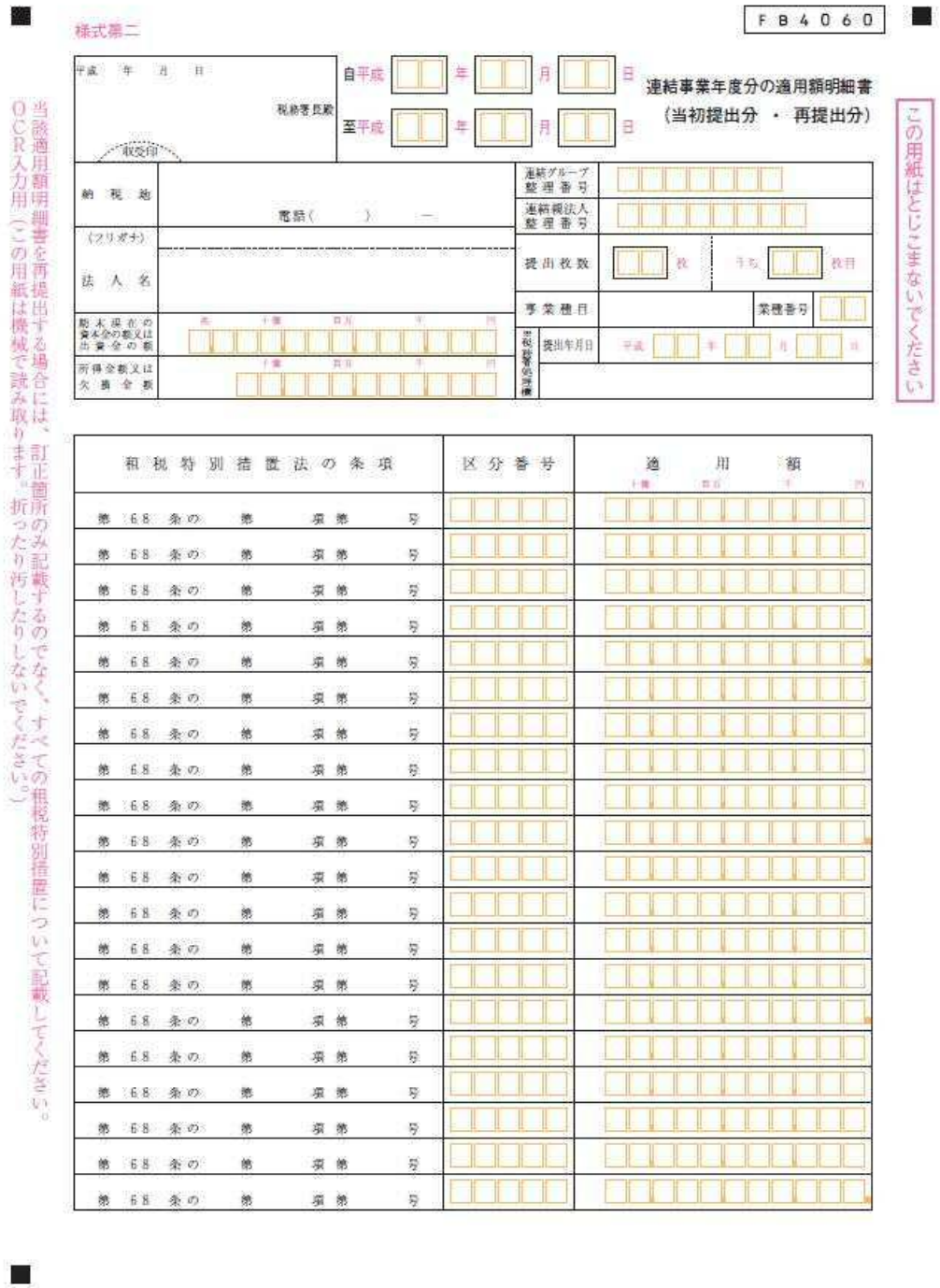

様式第二

ＦＢ４０６０

連結事業年度分の適用額明細書
（当初提出分 ・ 再提出分）

この用紙はとじこまないでください

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。
（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		
第68条の　第　項第　号		

※「適用額明細書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞［手続名］カラーＯＣＲ帳票（法人税申告書等）

（参考）　法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」としていただいている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

２　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　「適用額明細書」とは何ですか？

Ａ１　「適用額明細書」とは、法人(注)が法人税関係特別措置（Ｑ２参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注）　「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Ｑ２　「法人税関係特別措置」とは何ですか？

Ａ２　「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等（具体的には、租特透明化法施行令第２条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Ｑ３　なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

Ａ３　「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

　このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考）　財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Ｑ４　「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

Ａ４　「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

　そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q ５　「適用額明細書」は、どこで入手できますか？

Ａ５　「適用額明細書」については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードが可能です。

（掲載場所）ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞［手続名］カラーＯＣＲ帳票（法人税申告書等）

また、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

Q ６　「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）による送信ができますか？

Ａ６　「適用額明細書」については、国税電子申告・納税システム（ｅ‐Ｔａｘ）による送信が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページ（www. e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

Q ７　法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

Ａ７　法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q ８　震災特例法の規定により租税特別措置法を準用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

Ａ８　震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第 17 条の５第２項による試験研究費の税額控除については、租税特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六(七)に記載されることとなりますが、「適用額明細書」への記載につきましては、金額の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記願います。

3　適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。

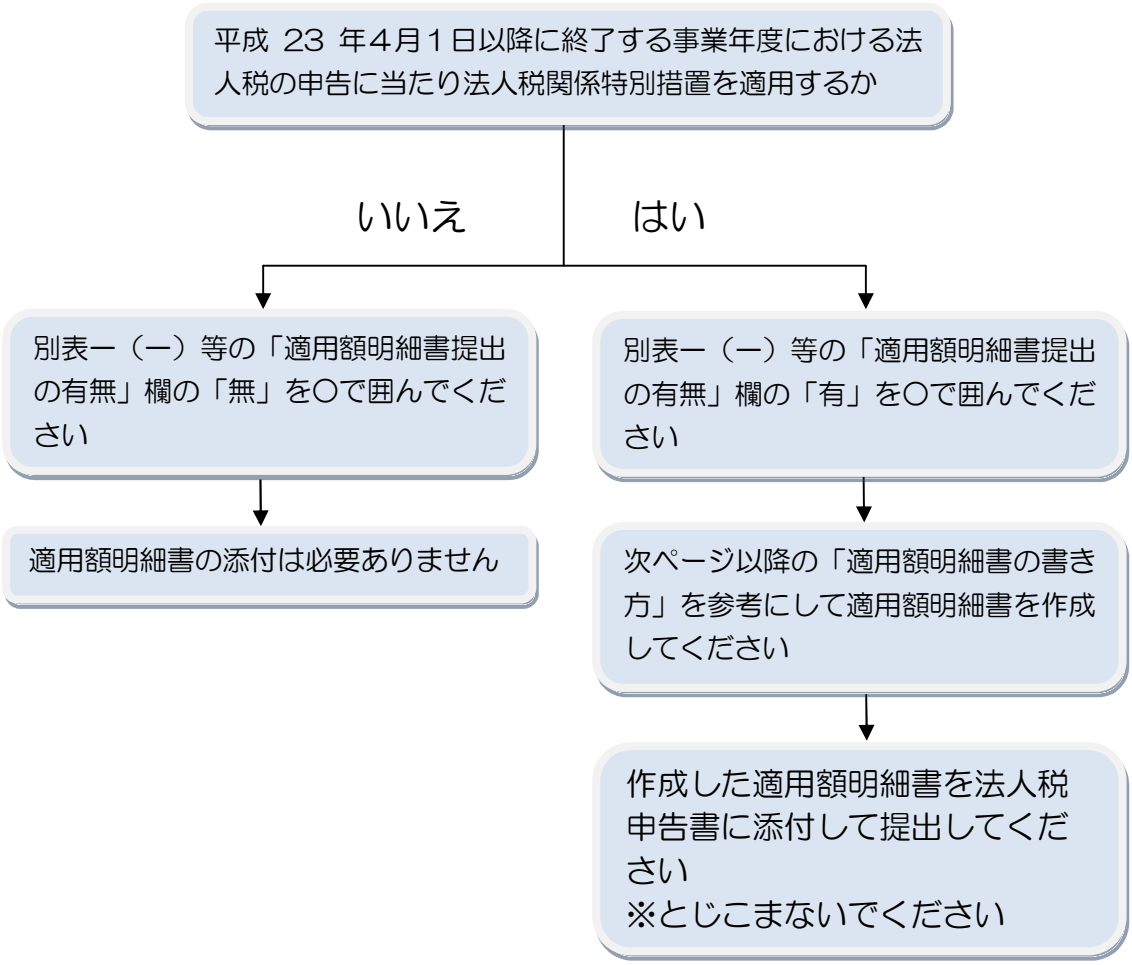

Ⅱ　適用額明細書の書き方

1　記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄　名	記　載　要　領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを〇で囲んでください e-Tax ソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください
②整理番号	P(8)～P(10)を参照し、法人の整理番号を転記してください e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください
④事業種目 （P(11)～P(13)の表を参照）	その連結事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていましたら、正しいものを入力してください
⑤業種番号 （P(11)～P(13)の表を参照）	【書面での申告】 P(8)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照して転記してください なお、印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください
⑥期末現在の資本金の額又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていましたら、正しい金額を入力してください
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください
⑩適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください

2　租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

（適用額明細書）

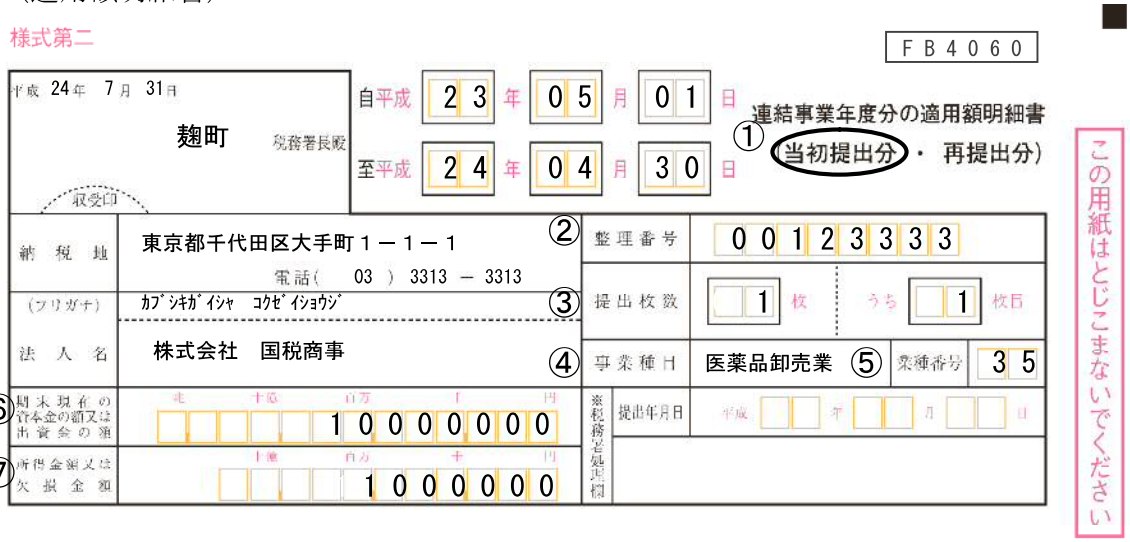
様式第二

ＦＢ４０６０

平成 24年 7月 31日　麹町 税務署長殿

自平成 23 年 05 月 01 日
至平成 24 年 04 月 30 日

連結事業年度分の適用額明細書
①（当初提出分）・ 再提出分）

この用紙はとじこまないでください

納税地	東京都千代田区大手町１－１－１ 電話（ 03 ）3313 － 3313	② 整理番号	0 0 1 2 3 3 3 3
（フリガナ）	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ｺｸｾﾞｲｼｮｳｼﾞ	③ 提出枚数	1 枚　うち 1 枚目
法人名	株式会社　国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業　⑤ 業種番号 35
⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額	1 0 0 0 0 0 0 0 円	※税務署処理欄	提出年月日　平成 年 月 日
⑦ 所得金額又は欠損金額	1 0 0 0 0 0 0 円		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第 68 条の 9 第 6 項第 号	⑨ 1 0 0 0 8	⑩ 3 0 0 0 0 0
第 68 条の 第 項第 号		

（別表様式）

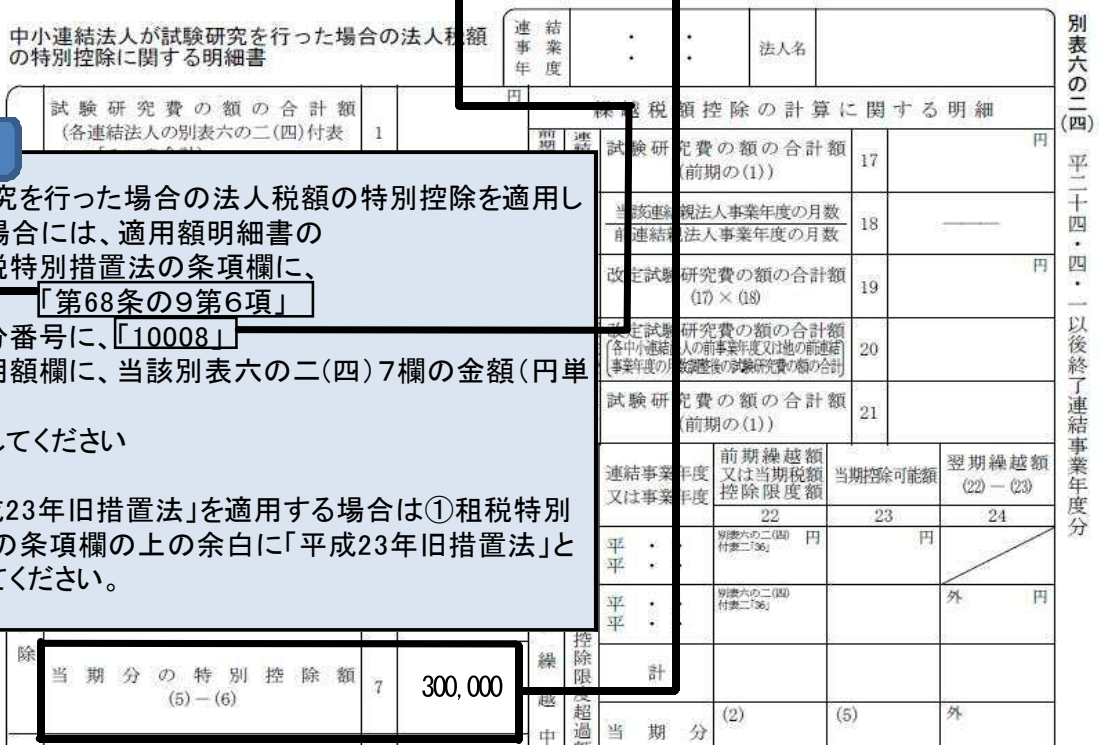
別表六の二(四)　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・ ・ ・ ・　法人名

試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(四)付表	1	
除 当期分の特別控除額 (5)－(6)	7	300,000

繰越税額控除の計算に関する明細

試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	17	円	
当該連結親法人事業年度の月数 / 前連結法人事業年度の月数	18		
改定試験研究費の額の合計額 (17)×(18)	19	円	
改定試験研究費の額の合計額（各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計）	20		
試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	21		

連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (22)－(23)
	22	23	24
平・平・	別表六の二(四)付表二「36」 円	円	
平・平・	別表六の二(四)付表二「36」		外 円
計			
当期分	(2)	(5)	外

繰越控除限度超過額

7欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第6項」
②区分番号に、「10008」
③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額（円単位）
を記載してください

※「平成23年旧措置法」を適用する場合は①租税特別措置法の条項欄の上の余白に「平成23年旧措置法」と記載してください。

３　整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

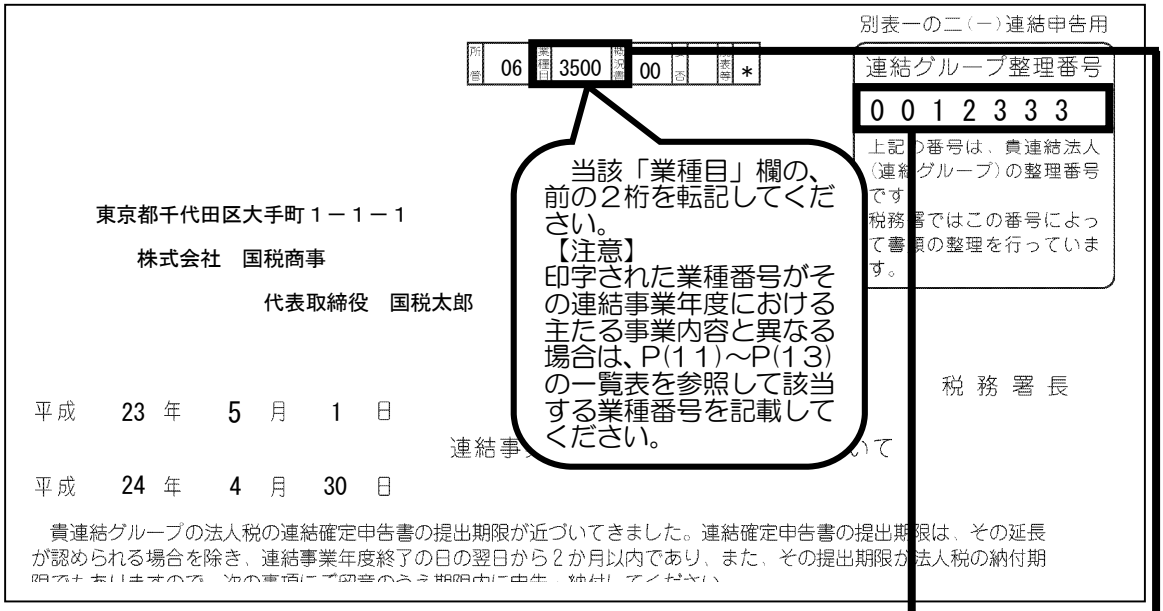

（適用額明細書）

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号について、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

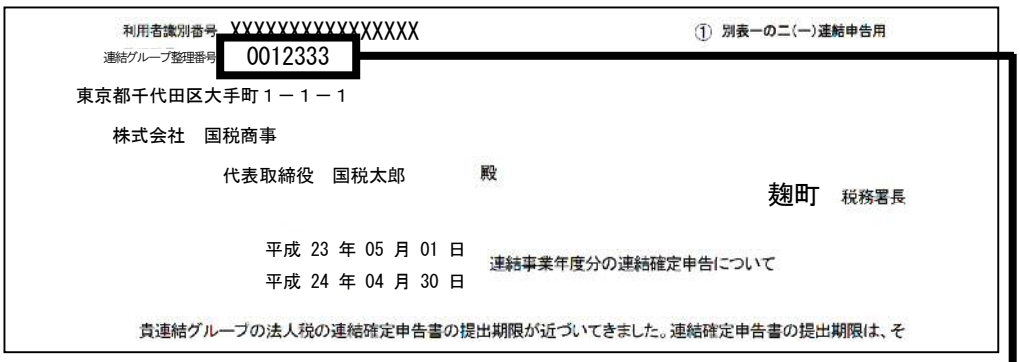

（適用額明細書）

P(11) ～P(13)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Tax を利用して提出する場合】

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して入力してください。

また、業種番号について、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

（申告のお知らせ）

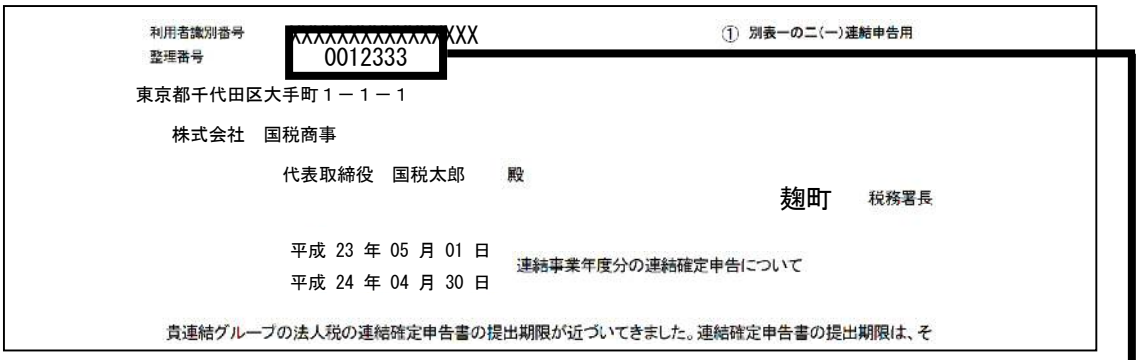

（適用額明細書）

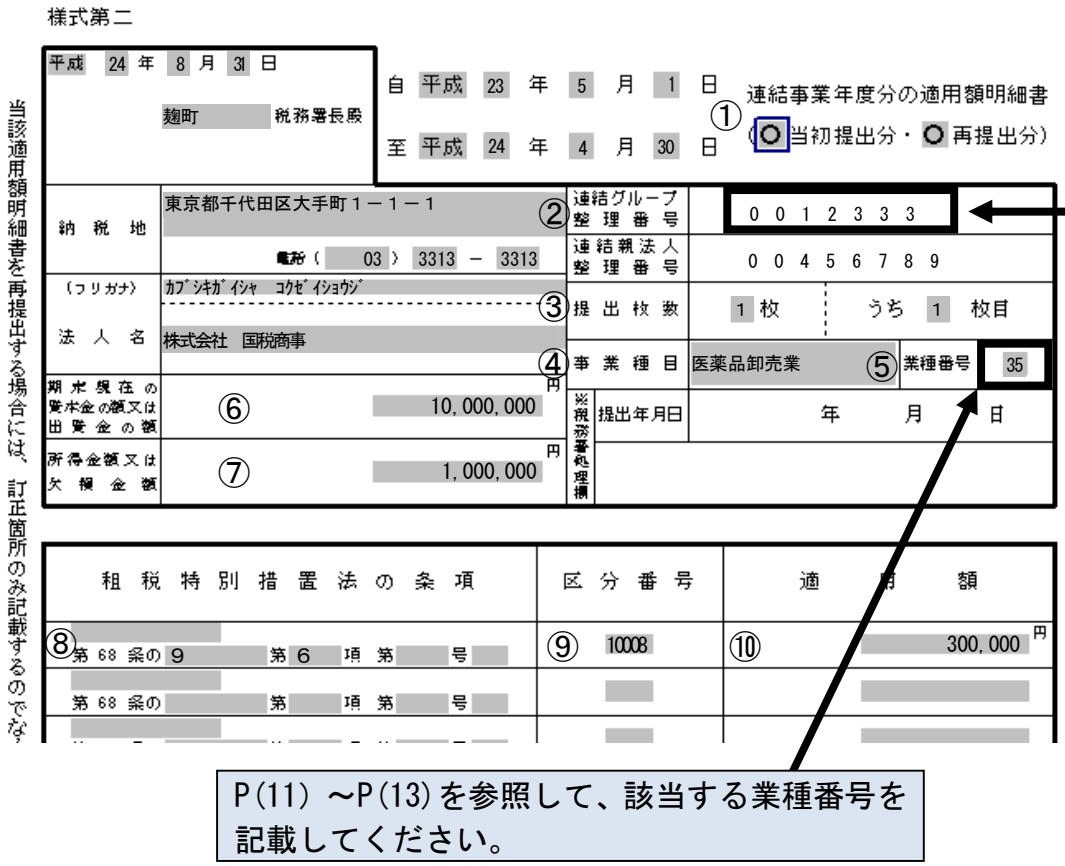

P(11) ～P(13)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号
食料品製造業	水産食料品	01
	調味料	
	精穀、製粉	
	砂糖	
	菓子	
	パン類	
	清涼飲料	
	酒類	
	畜産食料品	
	その他の食料品	
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02
	紡績	
	ねん糸	
織物業	綿・スフ織物	03
	絹・人絹織物	
	毛織物	
	その他の織物	
ニット製造業	ニット	04
染色整理業	染色整理	05
その他の繊維工業		06
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07
	婦人、子供服	
	ワイシャツ、下着	
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服	
	その他の繊維製品	
木材、木製品製造業	製材	08
	木製容器	
	その他の木製品	
家具、装備品製造業	家具	09
	建具	
	その他の家具・装飾品	
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10
	紙製容器	
	その他のパルプ・紙製品	
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11
	印刷	
	製版、製本、その他の印刷物加工	
化学工業	化学肥料	12
	有機化学工業製品	
	化学繊維	
	油脂加工品、石けん、塗料等	
	医薬品	
	その他の化学工業	
石油製品製造業	石油精製	13
	その他の石油製品	
石炭製品製造業	石炭製品	14
ゴム製品製造業	ゴム製品	15
皮革・同製品製造業	皮革製品	16
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17
	セメント・同製品	
	建設用粘土製品、耐火物	
	陶磁器・同関連製品	
	その他の窯業・土石製品	
鉄鋼業	鉄鋼	18
	銑鉄鋳物	
非鉄金属製造業	非鉄金属	19
金属製品製造業	構築用金属製品	20
	金属打抜き・プレス加工	
金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20
	くぎ、ボルト、ナット、線材製品	
	その他の金属製品	
機械製造業	金属加工機械	21
	繊維機械	
	農業用機械	
	建設機械	
	産業用機械	
	事務用・サービス用・民生用機械器具	
	その他の機械	
産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22
	電子機器	
民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23
通信機械器具製造業	通信機械器具	24
輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25
	鉄道車両	
	自転車・オートバイ	
	船舶	
	その他の輸送用機械器具	
理化学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等	26
光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27
時計・同部品製造業	時計・同部品	28
その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29
	事務用品	
	貴金属製品	
	楽器、レコード	
	装身具、装飾品	
	プラスチック製品	
	その他の製造	
飲食料品卸売業	米穀類	31
	野菜、果物	
	食肉	
	生鮮魚介そう	
	その他の農水畜産物	
	酒類	
	乾物	
	菓子、パン類	
	その他の飲食料品	
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32
	呉服、太物	
	その他の織物	
	洋服類	
	寝具類	
	靴、履物	
	かばん、袋物	
	下着類	
	小間物	
	洋品雑貨、その他の繊維品	
建築材料卸売業	木材、竹材	33
	セメント	

事業種目		業種番号
建築材料卸売業	板ガラス	33
	その他の建築材料	
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34
	荒物	
	陶磁器・ガラス器	
	その他のじゅう器	
医薬品、化粧品卸売業	医薬品	35
	化粧品	
機械器具卸売業	一般機械器具	36
	自動車・同部品	
	輸送用機械器具	
	精密機械器具	
	電気・通信機械器具	
鉱物、金属材料卸売業	石炭	37
	石油	
	鉱物	
	鉄鋼	
	非鉄金属	
貿易業	貿易	38
	輸出	
	輸入	
その他の卸売業	紙、紙製品	39
	再生資源	
	家庭用金物	
	建築用金物	
	薪炭類	
	肥料	
	文房具	
	がん具、娯楽用品	
	貴金属製品、宝石	
	その他の卸売	
飲食料品小売業	各種食料品	41
	酒	
	食肉	
	鮮魚	
	野菜、果物	
	菓子、パン類	
	米穀類	
	料理品	
	その他の飲食料品	
織物小売業	呉服	42
	洋服地	
衣服、身の回り品小売業	寝具類	43
	男子既製服	
	男子注文服	
	婦人・子供服	
	靴	
	履物	
	洋品雑貨	
	小間物	
	その他の衣服・身の回り品	
家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	44
	金物	
	荒物	
	陶磁器、ガラス器	
	家庭用電気機械器具	
	その他のじゅう器	

事業種目		業種番号
医薬品、化粧品小売業	医薬品	45
	化粧品	
百貨店	百貨店	46
	各種商品小売	
趣味・娯楽洋品等小売業	スポーツ用品	47
	がん具、娯楽用品	
	楽器、レコード	
	貴金属製品、宝石	
	その他の趣味・娯楽洋品等	
その他の小売業	燃料	49
	書籍、雑誌	
	文房具、紙	
	中古品	
	農機具	
	写真機、写真材料	
	時計、眼鏡	
	自動車、自転車	
	土産物	
	その他の小売	
総合建設業	一般土木建築工事	51
	土木工事	
	建築工事	
	木造建築工事	
職別建設業	職別土木建築工事	52
	電気・通信工事	
	管工事	
	その他の設備工事	
鉄道業	鉄道	61
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62
	ハイヤー、タクシー	
道路貨物運送業	貨物自動車	63
	その他の道路貨物運送	
水運業	水運	64
倉庫業	倉庫	65
放送・電信・電話業	放送	66
	電信・電話	
電気供給業	電気供給	67
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68
その他の運輸、運輸付随サービス、水道業	航空運輸	69
	運輸付帯サービス	
	水道	
対個人サービス業	洗濯	71
	洗い張り、染物	
	写真	
	理髪	
	美容	
	浴場	
	ソープランド	
	駐車場	
	保育所、老人ホーム	
	その他の対個人サービス	
対事業所サービス業	広告	72
	物品賃貸	
	情報サービス、興信所	
	その他の対事業所サービス	
映画業	映画館	73
	映画サービス	

事　業　種　目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74
	ゴルフ場	
	運動施設	
	その他の娯楽	
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
	その他のサービス	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
	その他の飲食	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	

事　業　種　目		業種番号
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業共同組合	
	漁業協同組合	
	その他の銀行・信託	
その他の金融	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	

4　記載に当たっての留意事項

（1）　次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。

①　□の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、１枠内に１文字を右詰めで記載してください。

なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。

②　所得金額又は欠損金額欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。

（2）　記載を了した適用額明細書は、他の書類にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。

（3）　適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。

（4）　ＯＣＲ入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

≪よくある記載誤り≫

① 法人税申告書別表からの転記誤り
② 区分番号の記載誤り
③ 中小（連結）法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
④ 所得が０又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

≪適用額明細書≫

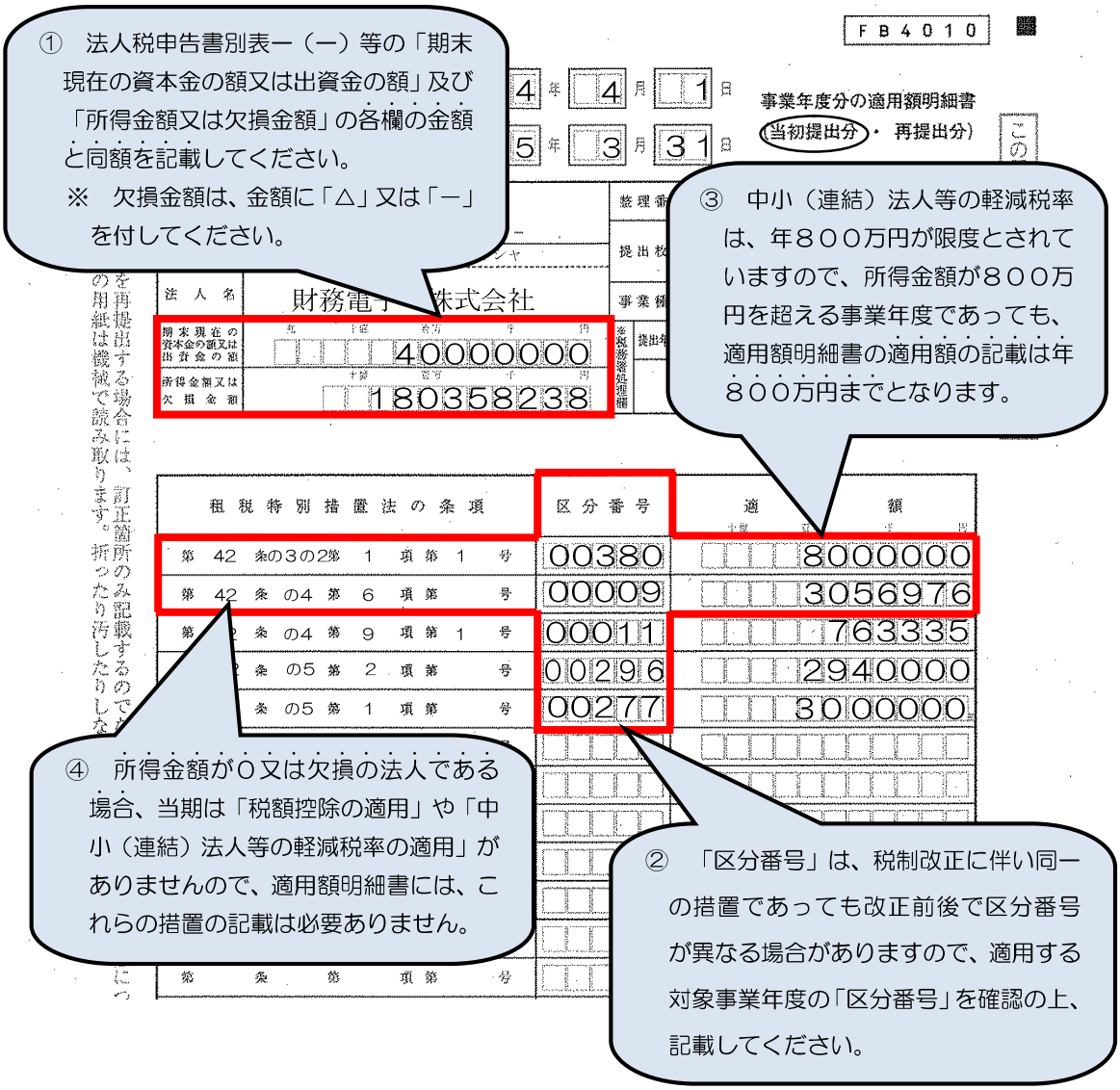

目　次

・【別表一の二（一）】法人税の特別税率（普通法人）

各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く）・・・・・・・1

・【別表一の二（二）】法人税の特別税率（協同組合等）

各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分・・・・・・・・・・・・・・・・・2

・【別表一の二（三）】法人税の特別税率（特定の医療法人等）

各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分・・・・・・・・・・・・・・3

・【別表六の二（三）】試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・4

・【別表六の二（四）】試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小連結法人）

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・5

・【別表六の二（五）】試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・6

・【別表六の二（七）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・7

・【別表六の二（八）】エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・8

・【別表六の二（九）】中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・9

・【別表六の二（十）】事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・10

・【別表六の二（十一）】沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・11

・【別表六の二（十二）】沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

・【別表六の二（十三）】国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に
関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
・【別表六の二（十四）】雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・15
・【別表八の二】受取配当等の益金不算入
連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・16
・【別表十（一）】沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除
沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・17
・【別表十（二）】国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の
損金算入又は益金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
・【別表十（四）】探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海
外新鉱床探鉱費の特別控除
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探
鉱費の特別控除に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
・【別表十（五）】対外船舶運行事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結
所得の金額の損金算入又は益金算入
対外船舶運行事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額
の損金算入又は益金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
・【別表十（七）】社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に
係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入、
特定の基金に対する負担金等の損金算入及び口蹄疫に対処するため
の手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除
社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又
は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入、特定の基金に対する
負担金等の損金算入及び口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又は連結
所得の特別控除関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
・【別表十の二】収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除
等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金算入
収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資
産の譲渡に係る特別控除額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・22
・【別表十一（一の二）】一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・23
・【別表十二（一）】海外投資等損失準備金の損金算入
海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
・【別表十二（二）】金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・26
・【別表十二（三）】岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭探鉱場に係る特定災
害防止準備金の損金算入

岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採鉱場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
・【別表十二（四）】特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入
特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・28
・【別表十二（六）】新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・29
・【別表十二（七）】使用済燃料再処理準備金の損金算入
使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
・【別表十二（八）】原子力発電施設解体準備金の損金算入
原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
・【別表十二（九）】保険会社等の異常危険準備金の損金算入
保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・32
・【別表十二（十）】関西国際空港用地整備準備金の損金算入
関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・33
・【別表十二（十一）】特別修繕準備金の損金算入
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
・【別表十二（十二）】社会・地域貢献準備金の損金算入
社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
・【別表十二（十三）】農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
・【別表十三（四）】収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入
収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・37
・【別表十三（五）】特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・38
・【別表十三（六）】特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・45
・【別表十三（七）】大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・46
・【別表十三（八）】認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
・【別表十三（九）】特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入
特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮

額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
・【別表十三（十）】平成 21 年及び平成 22 年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入
平成 21 年及び平成 22 年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
・【別表十三（十一）】賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入
賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・50
・【別表十三（十二）】転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金参入
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書・・・・・・51
・【別表十四の二】寄附金の損金算入
寄附金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
・【別表十六（一）】旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額
旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・53
・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・60
・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額
旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額
旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
・【別表十六（七）】少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書・・・・・・・・・・・・・88
・【別表十六（九）】特別償却準備金の損金算入
特別償却準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

別表一の二(一)
30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人(特定の医療法人を除く。)の分……平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であって、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人に該当する場合又は当該法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人」を○で囲みます。
①資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人 ②法人税法第4条の7に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます。) ③相互会社

2 「30」から「32」までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(1に該当する非中小法人、受託法人及び相互会社を除きます。)に該当する場合に記載します。

税務署受付印	平成　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ) 連結親法人名	
(フリガナ) 代表者自署押印	㊞
代表者住所	

連結親法人整理番号	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社　同族会社　非同族会社
経理責任者自署押印	㊞
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄: 所管　業種目　概況書　要否　別表等 / 連結申告　一連番号 / 連結グループ整理番号 / 連結事業年度(至)　年　月　日 / 売上金額　兆　十億　百万 / 申告年月日　年　月　日 / 申告区分　庁指定　局指定　指導等　区分 / 通信日付印　確認印　省略　年　月　日 / 年　月　日 / 直前年度事業処理　年　月　日

平成□□年□□月□□日

連結事業年度分の　申告書

平成□□年□□月□□日 (連結中間申告の場合の計算期間　平成　年　月　日　平成　年　月　日)

翌年以降送付要否	要 ◯	否 ◯	
適用額明細書提出の有無	有 ◯	無 ◯	
税理士法第30条の書面提出有 ◯	税理士法第33条の2の書面提出有 ◯		

項目	番号	金額(十億 百万 千 円)
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「56の①」)	1	
法人税額 (36)又は(37)	2	
法人税額の特別控除額	3	
差引法人税額 (2)－(3)	4	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	6	00
同上に対する税額 (38)＋(39)＋(40)	7	
連結留保金 課税連結留保金額 (別表三の二「40」)	8	00
同上に対する税額 (別表三の二「48」)	9	
法人税額計 (4)＋(5)＋(7)＋(9)	10	0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額 (((10)－(11))と(43)のうち少ない金額)	12	
差引連結所得に対する法人税額 (10)－(11)－(12)	13	0
連結中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)－(14) (連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入)	15	00
法人税額の計算 連結親法人が中小法人等の場合 (1)の金額又は800万円×12分の相当額のうち少ない金額	30	000
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(30)	31	000
連結所得金額 (30)＋(31)	32	000
その他の法人の場合 連結所得金額 (1)	33	000
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38	0
同上 (別表三(二の二)「28」)	39	0
控除税額の計算 所得税の額 (別表六の二(一)「6の③」)	41	
外国税額 (別表六の二(二)「17」)	42	
計 (41)＋(42)	43	
控除した金額 (12)	44	
控除しきれなかった金額 (43)－(44)	45	

項目	番号	金額(十億 百万 千 円)
この申告による還付金額 所得税額等の還付金額 (45)	16	
連結中間納付額 (14)－(13)	17	
連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外
計	19	外
この申告が修正申告である場合 当期控除額	28	
翌期へ繰り越す連結欠損金	29	
(30)の18%又は15%相当額	34	
(31)の30%又は25.5%相当額	35	
法人税額 (34)＋(35)	36	
法人税額 ((33)の30%又は25.5%相当額)	37	
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40	00

還付を受けようとする金融機関等: 銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等 / 口座番号 / ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－ / ※税務署処理欄

30欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第1項第1号」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の8第1項第1号」
②区分番号に、「10369」
③適用額欄に、当該別表一の二(一)30欄の金額(円単位)
を記載してください

(注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください
2 当該別表一の二(一)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください

法 0301-0101-02

税理士署名押印　㊞

別表一の二(二)
24欄及び28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	
納税地	電話(　　)　－	
(フリガナ) 連結親法人名		
(フリガナ) 代表者自署押印	㊞	
代表者住所		

連結親法人整理番号	
期末現在の出資金の額	円
経理責任者自署押印	㊞
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄：所管／業種目／概況書／要否／別表等／連結申告一連番号／連結グループ整理番号／連結事業年度(至)　年　月　日／売上金額 兆 十億 百万／申告年月日　年　月　日／申告区分／庁指定／局指定／指導等／区分／通信日付印　年　月　日／確認印／省略　年　月　日／直前年度事業年度処理　年　月　日

平成　年　月　日
連結事業年度分の　申告書
平成　年　月　日

翌年以降送付要否	要 ◯	否 ◯	
適用額明細書提出の有無	有 ◯	無 ◯	
税理士法第30条の書面提出有 ◯	税理士法第33条の2の書面提出有 ◯		

項目	欄	金額(十億 百万 千 円)
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「56の①」)	1	
法人税額 (34)又は(37)	2	
法人税額の特別控除額	3	
差引法人税額 (2)－(3)	4	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
土地譲渡利益金額 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	6	000
同上に対する税額 (38)＋(39)＋(40)	7	
法人税額計 (4)＋(5)＋(7)	8	00
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9	
控除税額 (((8)－(9))と(43)のうち少ない金額)	10	
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)－(9)－(10)	11	00
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円相当額以下の金額 800万円×$\frac{}{12}$	24	000
(1)のうち(24)を超え年10億円相当額以下の金額 99,200万円×$\frac{}{12}$	25	000
(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×$\frac{}{12}$	26	000
連結所得金額(1) (24)＋(25)＋(26)	27	000
上記以外の場合 (1)の金額又は800万円×$\frac{}{12}$相当額のうち少ない金額	28	000
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(28)	29	000
連結所得金額(1) (28)＋(29)	30	000
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	38	0
同上(別表三(二の二)「28」)	39	0
控除税額の計算 所得税の額(別表六の二(一)「6の③」)	41	
外国税額(別表六の二(二)「17」)	42	
計 (41)＋(42)	43	
控除した金額 (10)	44	
控除しきれなかった金額 (43)－(44)	45	

又は20%相当額 32

24欄

特定の協同組合等※で中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第2項」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の8第2項」
②区分番号に、「10372」
③適用額欄に、当該別表一の二(二)24欄の金額(円単位)
を記載してください

※法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件のすべてに該当する協同組合等

(注)1　適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください
2　当該別表一の二(二)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください

28欄

協同組合等である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第1項第2号」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の8第1項第2号」
②区分番号に、「10370」
③適用額欄に、当該別表一の二(二)28欄の金額(円単位)
を記載してください

(注)1　適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください
2　当該別表一の二(二)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください

法 0301-0102-02

税理士署名押印 ㊞

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分……平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

別表一の二（三）
27欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分……平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

税務署受付印	平成　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　　)　－
(フリガナ) 連結親法人名	
(フリガナ) 代表者自署押印	㊞
代表者住所	
連結親法人整理番号	
経理責任者自署押印	㊞
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等

※税務署処理欄: 連結申告一連番号 / 連結グループ整理番号 / 連結事業年度(至)　年　月　日 / 売上金額　兆　十億　百万 / 申告年月日　年　月　日 / 申告区分　庁指定　局指定　指導等　区分 / 通信日付印　確認印　省略　年　月　日 / 年　月　日 / 前年度事業税通算　年　月　日

平成　年　月　日
連結事業年度分の　申告書
平成　年　月　日

翌年以降送付要否	要 ◯	否 ◯	
適用額明細書提出の有無	有 ◯	無 ◯	
税理士法第30条の書面提出有 ◯		税理士法第33条の2の書面提出有 ◯	

項目	欄	金額（十億　百万　千　円）
連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）	1	
法人税額 (32)	2	
法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「13」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(七)「17」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「18」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「41」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「23」＋別表六の二(十五)「14」＋別表六の二(十六)「19」）	3	
差引法人税額 (2)－(3)	4	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」）	6	00
土地譲渡利益金 同上に対する税額 (33)＋(34)＋(35)	7	
法人税額計 (4)＋(5)＋(7)	8	0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9	
控除税額（((8)－(9))と(38)のうち少ない金額）	10	
差引連結所得に対する法人税額 (8)－(9)－(10)	11	0
連結中間申告分の法人税額	12	0
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)－(12)（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(15)へ記入）	13	00
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円×$\frac{}{12}$相当額のうち少ない金額	27	000
法人税額の計算 (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(27)	28	000
法人税額の計算 連結所得金額(1) (27)＋(28)	29	000
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額（別表三(二)「27」）	33	0
土地譲渡税額の内訳 同上（別表三(二の二)「28」）	34	0
控除税額の計算 所得税の額（別表六の二(一)「6の③」）	36	
控除税額の計算 外国税額（別表六の二(二)「17」）	37	
控除税額の計算 計 (36)＋(37)	38	
控除税額の計算 控除した金額 (10)	39	
控除税額の計算 控除しきれなかった金額 (38)－(39)	40	

項目	欄	金額（十億　百万　千　円）
この申告による還付金額 所得税額等の還付金額 (40)	14	
連結中間納付額 (12)－(11)	15	
欠損金の繰戻しによる…	16	外
この申告前の…連結欠損金	20	
(27)の19％又は16％相当額	30	
…又は20％相当額	31	
…税額	32	

27欄

特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第1項第3号」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の8第1項第3号」
②区分番号に、「10371」
③適用額欄に、当該別表一の二(三)27欄の金額（円単位）
を記載してください

（注）1　適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください
2　当該別表一の二(三)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください

29欄

特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の100第1項」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の100第1項」
②区分番号に、「10382」
③適用額欄に、当該別表一の二(三)29欄の金額（円単位）
を記載してください

（注）　当該別表一の二(三)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください

法 0301-0103-02

税理士署名押印	㊞

別表六の二（三）
11欄、18欄及び26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六の二(三)　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計）		1	円	
試験研究費の総額に係る連結税額控除割合	(3) ≧ 10 % の場合	4	0.1	
	(3) ＜ 10 % の場合 $(3)\times 0.2+\frac{8}{100}$（小数点以下3位未満切捨て）	5		
税額控除限度額（(1)×(4)）又は（(1)×(5)）		6	円	
当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額）		9		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「19の②」）		10		
当期分の特別控除額 (9)－(10)		11		
特別試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計）		12		
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$－((4)又は(5))		13		
特別研究税額控除限度額 (12)×(13)		14	円	
当期税額基準額残額 (8)－(9)		15	円	
当期税額控除可能額（(14)と(15)のうち少ない金額）		16		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「20の②」）		17		
当期分の特別控除額 (16)－(17)		18		
差引当期税額基準額残額 $\left[(8)\text{又は}\left[(7)\times\frac{30}{100}\right]\right]-(9)-(16)$		19		
連結繰越税額控除限度超過額（別表六の二(三)付表一「6の計」（総額＋特別））		20		
平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額（別表六の二(三)付表一「9の計」（総額＋特別））		21		
平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額（別表六の二(三)付表一「12の計」「3」、「4」又は「5」の場合は0）		22		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「17の②」＋「18の②」）		25		
当期繰越税額控除額 (24)－(25)		26		
法人税額の特別控除額 (11)＋(18)＋(26)		27		

18欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第2項」
②区分番号に、「10006」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)18欄の金額(円単位)
を記載してください

11欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第1項」
②区分番号に、「10005」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)11欄の金額(円単位)
を記載してください

26欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第3項」
②区分番号に、「10007」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)26欄の金額(円単位)
を記載してください

法　0301－0603－02

別表六の二(四)
7欄及び15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表六の二(四) 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

中小連結法人の試験研究費の税額控除

試験研究費の額の合計額(各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)	1	円	
中小連結法人税額控除限度額 (1)×12/100	2		
調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	3		
当期税額基準額 (3)×20又は30/100	4		
当期税額控除可能額((2)と(4)のうち少ない金額)	5		
調整前連結税額超過構成額(別表六の二(十七)「28の②」)	6		
当期分の特別控除額 (5)－(6)	7		

前期繰越分

差引当期税額基準額残額 (4)又は[(3)×30/100]－(5)	8		
繰越中小連結法人税額控除限度超過額((22)の計)	9		
平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額((25)の計)	10		
平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額((28)の計)	11		
計 (9)＋(10)＋(11)	12		
同上のうち当期繰越税額控除可能額((8)と(12)のうち少ない金額)((1)≦((19)、(20)又は(21))の場合は0)	13		
調整前連結税額超過構成額(別表六の二(十七)「27の②」)	14		
当期繰越税額控除額 (13)－(14)	15		

法人税額の特別控除額 (7)＋(15)	16		

繰越税額控除の計算に関する明細

前期超過要件に係る前連結事業年度の月数/前連結親法人事業年度の月数	試験研究費の額の合計額(前期の(1))	17	円
	当該連結親法人事業年度の月数/前連結親法人事業年度の月数	18	———

翌期繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算

平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額等の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25)－(26)
		25	26	27
	平・・ 平・・	別表六の二(四)付表三「36」 円	円	外 円
	平・・ 平・・	別表六の二(四)付表三「36」		外
	計			
	当期分	(2)	(5)	外
	合計			

翌期繰越中小連結法人税額控除限度超過額等の計算

平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (28)－(29)
		28	29	30
	平・・ 平・・	別表六の二(四)付表四「36」 円	円	外 円
	平・・ 平・・	別表六の二(四)付表四「36」		外
	計			
	当期分	(2)	(5)	外
	合計			

7欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第6項」
②区分番号に、「10008」
③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)
を記載してください

15欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「68条の9第7項」
②区分番号に、「10009」
③適用額欄に、当該別表六の二(四)15欄の金額(円単位)
を記載してください

法 0301－0604－02

別表六の二(五)
18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(五) 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

試験研究費の額の合計額(各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計)	1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (10)×(12)	13	円
調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二又は別表一の二(三)「2」)	2			当期税額基準額 (2)×10/100	14	
加額に係る税額控除	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4)×5/100	5		期税額控除可能額 ((13)と(14)のうち少ない金額)	15	
	当期税額基準額 (2)×10/100	6		税額控除可能額 (7)の金額又は(15)の金額)	16	
	当期税額控除可能額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十七)「29の②」)	17	
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究	平均売上金額の合計額(各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	8		法人税額の特別控除額 (16)−(17)	18	
	平均売上金額の10%相当額 (8)×10/100	9				
	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)−(9)	10				
				額	23	円
				額	24	

18欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第9項第1号」又は「第2号」
②区分番号に、「10010」又は「10011」※
③適用額欄に、当該別表六の二(五)18欄の金額(円単位)
を記載してください

基準試験研究費の額の計算に関する明細

前二年以内に開始した連結親法人事業年度の試験研究費の額の合計額を	連結親法人事業年度	試験研究費の額の合計額	当該連結親法人事業年度の月数 / (19)の連結親法人事業年度の月数	改定試験研究費の額の合計額 (20)×(21)
	19	20	21	22
	平・・ 平・・	円	――	円
	平・・ 平・・		――	
	平・・ 平・・		――	
	平・・ 平・・		――	

※第68条の9第9項第1号「10010」
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※第68条の9第9項第2号「10011」
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合

法 0301−0605−02

別表六の二（七）
27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二（七）
平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

	個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）	1	円	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	20 円
	前連結税額の個別帰属額			エネルギー需給構造改革推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）	21
				繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	22
				調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	23
法人の合計算	当期分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100	24		
		当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	25		
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「52の②」）	26		
		当期分の特別控除額の合計額 (25)－(26)	27		
	前期	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100	28		
		総調整前連結税額基準額の残額（(28)又は((28)－(25)))－（別表六の二(八)「25」）	29		
		繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・ 平・・（各連結法人の(39の①)の合計）	30		
		繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・ 平・・（各連結法人の(39の②)の合計）	31		
		合計	32		
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・ 平・・（別表六の二(十七)「50の②」）	33		
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・ 平・・（別表六の二(十七)「51の②」）	34		
		合計	35		
		当期分の特別控除額の合計額 (32)－(35)	36		
	法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)		37		

法人の合計算	期繰越分	税額基準額 (2)×20/100	13		
		個別帰属額基準額の残額（(13)又は((13)－(8)))－（別表六の二(八)「8」）	14		
		法人税額基準額（(12)と(14)のうち少ない金額）	15		
		当期繰越税額控除可能額（(11)と(15)のうち少ない金額）	16		
		調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)	17		
		当期繰越税額控除額 (16)－(17)	18		
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)		19		

27欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「平成23年12月旧措置法第68条の10第2項」
②区分番号に、「10028」
③適用額欄に、当該別表六の二(七)27欄の金額（円単位）
を記載してください

36欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「平成23年12月旧措置法第68条の10第3項」
②区分番号に、「10029」
③適用額欄に、当該別表六の二(七)36欄の金額（円単位）
を記載してください

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (38)－(39)
		38	39	40
平・・ 平・・	①	円	円	
平・・ 平・・	②			外　円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

法　0301－0607－02

別表六の二（八）
27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・ ・ ・ ・　法人名 （　　）

別表六の二（八）　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

27欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の10第2項」、
「平成24年旧措置法第68条の10第2項」又は
「平成23年12月旧措置法68条の10の2第2項」
②区分番号に、「10289」
③適用額欄に、当該別表六の（八）27欄の金額（円単位）
を記載してください

36欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の10第3項」、
「平成24年旧措置法第68条の10第3項」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第3項」
②区分番号に、「10290」
③適用額欄に、当該別表六の二(八)36欄の金額（円単位）
を記載してください

法人税額の計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）	1	円		
	当期分	個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(七)「8」)	6		
		法人税額基準額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7		
		当期税額控除可能額 ((4)と(7)のうち少ない金額)	8		
		調整前連結税額超過構成額			
	繰越分	個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(七)「16」)	14		
		法人税額基準額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15		
		当期繰越税額控除可能額 ((11)と(15)のうち少ない金額)	16		
		調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)	17		
		当期繰越税額控除額 (16)－(17)	18		
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)		19		
各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額（別表四の二「56の①」）		20	円	
	エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）		21		
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）		22		
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		23		
	当期分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100－(別表六の二(七)「25」)	24		
		当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	25		
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「32の②」）	26		
		当期分の特別控除額の合計額 (25)－(26)	27		
	前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100－(別表六の二(七)「25」)	28		
		総調整前連結税額基準額の残額 ((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(七)「32」)	29		
		繰越税額控除可能額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(39の①)の合計）	30		
		繰越税額控除可能額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(39の②)の合計）	31		
		繰越税額控除可能額 合計額 合計	32		
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(十七)「30の②」）	33		
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(十七)「31の②」）	34		
		調整前連結税額超過構成額 合計	35		
		当期分の特別控除額の合計額 (32)－(35)	36		
	法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)		37		

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (38)－(39)
		38	39	40
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外　円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

法　0301－0608－02

別表六の二（九）
27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・ ・ ・ ・　法人名 （　　）

別表六の二（九）　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

27欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の11第2項」又は
「平成24年旧措置法第68条の11第2項」
②区分番号に、「10042」
③適用額欄に、当該別表六の二(九)27欄の金額（円単位）
を記載してください

36欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の11第3項」又は
「平成24年旧措置法第68条の11第3項」
②区分番号に、「10043」
③適用額欄に、当該別表六の二(九)36欄の金額（円単位）
を記載してください

法人税額の計算

個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）			1	円	
調整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)/(20)			2		
当期分	繰越税額控除可能額の計算	総調整前連結税額基準額 (2)×20/100	3		
		法人税額基準額（(5)と(6)のうち少ない金額）	7		
		当期税額控除可能額（(4)と(7)のうち少ない金額）	8		
		調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)/(25)	9		
繰越分	繰越税額控除可能額の計算	個別帰属額基準額の残額 (13)又は((13)－(8))	14		
		法人税額基準額（(12)と(14)のうち少ない金額）	15		
		当期繰越税額控除可能額（(11)と(15)のうち少ない金額）	16		
		調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)	17		
		当期繰越税額控除額 (16)－(17)	18		
当期分の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)			19		

各連結法人の連結法人税額の計算

連結所得の金額（別表四の二「56の①」）			20	円
機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）			21	
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）			22	
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）			23	
当期分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100		24	
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）		25	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「35の②」）		26	
	当期分の特別控除額の合計額 (25)－(26)		27	
前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100		28	
	総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は((28)－(25))		29	
	繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(39の①)の合計）	30	
		連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(39の②)の合計）	31	
		合計	32	
	調整前連結税額超過構成額	連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(十七)「33の②」）	33	
		連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(十七)「34の②」）	34	
		合計	35	
	当期分の特別控除額の合計額 (32)－(35)		36	
法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)			37	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (38)－(39)
		38	39	40
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外　円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

法　0301－0609－02

別表六の二（十）
30欄、39欄及び50欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・ ・ ・ ・ 法人名 （ ）

別表六の二（十） 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

39欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月急措置法第68条の12第3項」
②区分番号に、「10069」
③適用額欄に、当該別表六の二（十）39欄の金額（円単位）
を記載してください

50欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（教育訓練費に係るもの）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措置法第68条の12第5項」
②区分番号に、「10070」
③適用額欄に、当該別表六の二（十）50欄の金額（円単位）
を記載してください

30欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措置法第68条の12第2項」
②区分番号に、「10068」
③適用額欄に、当該別表六の二（十）30欄の金額（円単位）
を記載してください

個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）		1	円	
前連結税額の個別帰属額				
人に分	((4)と(7)のうち少ない金額)			
	調整前連結税額超過構成額 (29)×(8)/(28)	9		
	当期分の特別控除額 (8)－(9)	10		
	繰越税額控除限度超過額 ((52)の計)	11		
	法人 調整前連結税額基準額 (32)×(1)/(25)	12		
	個別帰属額基準額			
人の合計				
等	除額の個別帰属額 分務費の額	19		
	教育訓練費の額	20		
	教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額 (50)×(20)/(41)	21		
	分の特別控除額の個別帰属額			
額の計算等	当期分 100			
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	28		
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二（十七）「55の②」）	29		
	当期分の特別控除額の合計額 (28)－(29)	30		
除限度超過額の計算				

前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (26)×20/100	31	円
	総調整前連結税額基準額の残額 (31)又は((31)－(28))	32	
	繰越税額控除額 可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(53の①)の合計）	33	
	繰越税額控除額 可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(53の②)の合計）	34	
	繰越税額控除額 合計	35	
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二（十七）「53の②」）	36	
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二（十七）「54の②」）	37	
	調整前連結税額超過構成額 合計	38	
	当期分の特別控除額の合計額 (35)－(38)	39	
教育訓練費に係るもの	労務費の額の合計額（各連結法人の(19)の合計）	40	
	教育訓練費の額の合計額（各連結法人の(20)の合計）	41	
	教育訓練費割合 (41)/(40)	42	
	教育訓練費に係る税額控除割合の額 0.25％≦(42)の場合	43	0.12
	教育訓練費に係る税額控除割合の額 0.15％≦(42)＜0.25％の場合 ((42)－0.15％)×40＋8/100（小数点以下3位未満切捨て）	44	
	教育訓練費に係る税額控除限度額 ((41)×(43))又は((41)×(44))	45	円
	総調整前連結税額基準額 (26)×20/100	46	
	差引当期税額基準額残額 (46)、((46)－(28))又は((46)－(28)－(35))	47	
	当期税額控除可能額 ((45)と(46)のうち少ない金額)	48	
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二（十七）「56の②」）	49	
	当期分の特別控除額 (48)－(49)	50	
法人税額の特別控除額の合計額 (30)＋(39)＋(50)		51	

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (52)－(53)
		52	53	54
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外 円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

法 0301－0610－02

別表六の二(十一)
28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

別表六の二(十一) 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算

個別所得金額(個別所得金額がない場合は0)		1	円	
調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)		2		
当期分	取得価額の合計額(別表六の二(十一)付表「10」の合計)	3		
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	4		
	税額控除限度額 ((3)−(4))×15/100+(4)×8/100	5		
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (25)×(1)/(22)	6		
	法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	7		
	法人税額基準額 法人税額基準額((6)と(7)のうち少ない金額)	8		
	当期税額控除可能額((5)と(8)のうち少ない金			
	調整前連結税額超過構 (27)×(9)/(26)			
	当期分の特別控除額 (9)−(10)	11		
前期繰越分	繰越税額控除限度超過額((43)の計)	12		
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (30)×(1)/(23)	13		
	法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	14		
	法人税額基準額 個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)−(9))	15		
	法人税額基準額 法人税額基準額((13)と(15)のうち少ない金額)	16		
	当期繰越税額控除可能額((12)と(16)のうち少ない金額)	17		
	調整前連結税額超過構成額 (36)×(44の①)/(31)+(37)×(44の②)/(32)+(38)×(44の③)/(33)+(39)×(44の④)/(34)	18		
	当期繰越税額控除額 (17)−(18)	19		
当期分の特別控除額の個別帰属額 (11)+(19)		20		

各連結法人の計算等

連結所得の金額(別表四の二「56の①」)		21	円	
工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得連結法人の(1)の合計)		22		
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額(繰越連結法人の(1)の合計)		23		
調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		24		
当期分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	25		
	当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(9)の合計)	26		
	調整前連結税額超過構成額(別表六の二(十七)「40の②」)	27		
	当期分の特別控除額の合計額 (26)−(27)	28		
前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	29		
	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)−(26))	30		
	繰越税額控除 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(44の①)の合計)	31		
	繰越税額控除 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(44の②)の合計)	32		
	繰越税額控除 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(44の③)の合計)	33		
	繰越税額控除 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(44の④)の合計)	34		
	繰越税額控除 合計額 合計	35		
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(十七)「36の②」)	36		
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(十七)「37の②」)	37		
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(十七)「38の②」)	38		
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(十七)「39の②」)	39		
	調整前連結税額超過構成額 合計	40		
	当期分の特別控除額の合計額 (35)−(40)	41		
法人税額の特別控除額の合計額 (28)+(41)		42		

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額 43	当期控除可能額 44	翌期繰越額 (43)−(44) 45
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外 円
平・・平・・	③			外
平・・平・・	④			外
計			(17)	
当期分		(5)	(9)	外
合計				

P12参照

法 0301−0611−02

○　別表六の二（十一）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第１号」）	平成24年旧措置法第68条の13第１項（平成24年旧措置法第42条の９第１項第１号）	10071	「28」の欄の金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第１号」）	第68条の13第１項（第42条の９第１項第１号）	10389	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第２号」）	平成24年旧措置法第68条の13第１項（平成24年旧措置法第42条の９第１項第２号）	10073	
	第68条の13第１項（第42条の９第１項第２号）	10390	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第３号」）	平成24年旧措置法第68条の13第１項（平成24年旧措置法第42条の９第１項第３号）	10075	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第３号」）	第68条の13第１項（第42条の９第１項第３号）	10391	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第４号」）	平成24年旧措置法第68条の13第１項（平成24年旧措置法第42条の９第１項第４号）	10077	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第４号」）	第68条の13第１項（第42条の９第１項第４号）	10392	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第５号」）	平成24年旧措置法第68条の13第１項（平成24年旧措置法第42条の９第１項第５号）	10079	
	第68条の13第１項（第42条の９第１項第５号）	10393	

○　別表六の二（十一）「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第２項（第42条の９第１項第１号から第５号まで）」又は「平成24年旧措置法第68条の13第２項（平成24年旧措置法第42条の９第１項第１号から第５号まで）」	10394	「41」の欄の金額

別表六の二(十二)
28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・・ ・・　法人名 （　　）

別表六の二(十二)　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の合計額の計算

個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）	1	円	
調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)	2		
取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「8」の合計）	3		
同上のうち建物及びその附属設備の取得価額の合計額	4		

41欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第68条の14第3項」
又は
「平成24年旧措置法第42条の10第3項」
②区分番号に、「10085」
③適用額欄に、当該別表六の二(十二)41欄の金額（円単位）
を記載してください

前期繰越分

総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	29	円	
総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)−(26))	30		
繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(50の①)の合計）	31		
同 平・・平・・（各連結法人の(50の②)の合計）	32		
同 平・・平・・（各連結法人の(50の③)の合計）	33		
同 平・・平・・（各連結法人の(50の④)の合計）	34		
合計	35		
調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(十七)「45の②」）	36		
同 平・・平・・（別表六の二(十七)「46の②」）	37		
同 平・・平・・（別表六の二(十七)「47の②」）	38		
同 平・・平・・（別表六の二(十七)「48の②」）	39		
合計	40		
当期分の特別控除額の合計額 (35)−(40)	41		
法人税額の特別控除額の合計額 (28)＋(41)	42		

前期繰越分における当期分の特別控除額

当期分の特別控除額 (9)−(10)	11		
繰越税額控除限度超過額 ((49)の計)	12		
法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (30)×(1)/(23)	13		
個別帰属額基準額 (2)×20/100	14		
個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)−(9))	15		
法人税額基準額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16		

28欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第68条の14第2項」
又は
「平成24年旧措置法第42条の10第2項」
②区分番号に、「10084」
③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額（円単位）
を記載してください

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

取得に係るもの

連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (43)−(44)
	43	44	45
平・・平・・	円	円	
平・・平・・			外　円
平・・平・・			外
平・・平・・			外
計			
当期分	(5)	(9)	外
合計			

リースに係るもの

連結事業年度又は事業年度	前期繰越額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (46)−(47)
	46	47	48
平・・平・・	円	円	
平・・平・・		外	外　円
平・・平・・		外	外
平・・平・・		外	外
計			

合計

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (49)−(50)
		49	50	51
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②		外	外　円
平・・平・・	③		外	外
平・・平・・	④		外	外
計			(17)	
当期分		(5)	(9)	外
合計				

各連結法人の合計額の計算

繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	23		
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	24		
当期取得分 総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	25		
当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(9)の合計）	26		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「49の②」）	27		
当期分の特別控除額の合計額 (26)−(27)	28		

法　0301−0612−02

別表六の二(十三)
28欄及び37欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・ ・ ・ ・ 法人名 ( )

別表六の二(十三) 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

円

各連結法人の合計額の計算	個別所得金額(個別所得金額がない場合は0)	1	
	調整前連結税額の個別帰属額 (24)×(1)/(21)	2	
	取得価額の合計額		
結法	額基準額 (2)×20/100	7	
	法人税額基準額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8	
	当期税額控除可能額 ((5)と(8)のうち少ない金額)	9	
計算 期繰越分	税額基準 個別帰属額基準額 (2)×20/100	14	
	個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)−(9))	15	
	法人税額基準額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16	
	当期繰越税額控除可能額 ((12)と(16)のうち少ない金額)	17	
	調整前連結税額超過構成額 (34)×(40の①)/(31)+(35)×(40の②)/(32)	18	
	当期繰越税額控除額 (17)−(18)	19	
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (11)+(19)	20	

28欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15第2項」
②区分番号に、「10294」
③適用額欄に、当該別表六の二(十三)28欄の金額(円単位)
を記載してください

37欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15第3項」
②区分番号に、「10295」
③適用額欄に、当該別表六の二(十三)37欄の金額(円単位)
を記載してください

各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額(別表四の二「56の①」)		21	円
	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得連結法人の(1)の合計)		22	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額(繰越連結法人の(1)の合計)		23	
	調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		24	
	当期分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	25	
		当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(9)の合計)	26	
		調整前連結税額超過構成額(別表六の二(十七)「43の②」)	27	
		当期分の特別控除額の合計額 (26)−(27)	28	
	前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (24)×20/100	29	
		総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)−(26))	30	
		繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(40の①)の合計)	31	
		繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・(各連結法人の(40の②)の合計)	32	
		繰越税額控除可能額の合計額 合計	33	
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(十七)「41の②」)	34	
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・(別表六の二(十七)「42の②」)	35	
		調整前連結税額超過構成額 合計	36	
		当期分の特別控除額の合計額 (33)−(36)	37	
	法人税額の特別控除額の合計額 (28)+(37)		38	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (39)−(40)
			39	40	41
	平・・平・・	①	円	円	
	平・・平・・	②			外 円
	計			(17)	
	当期分		(5)	(9)	外
	合計				

法 0301−0613−02

別表六の二（十四）
18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度 ・ ・ ・ ・　法人名 （ ）

別表六の二(十四) 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における計算

基準雇用者数の計算

適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	1		人
適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	2		
(1)≧(2)の場合 (1)－(2)	3		
(1)＜(2)の場合 (2)－(1)	4		
給与等支給額	5		
比較給与等支給額 (24)	6		
当期控除額の個別帰属額 (18)×(3)／各連結法人の(3)の合計	7		

各連結法人の計算

基準雇用者数の計算

適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計（各連結法人の(2)の合計）	8		人
基準雇用者数の合計（(各連結法人の(3)の合計)－(各連結法人の(4)の合計)）（マイナスの場合は０）	9		
基準雇用者割合 (9)／(8)	10		
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	11		円
給与等支給額の合計額（(6)の計）	12		
比較給与等支給額の合計額（(7)の計）	13		
当期控除額の個別帰属額の合計額（(7)の計）	14		
基準額 (11)×100／100	15		
当期税額控除可能額（(14)と(15)のうち少ない金額）	16		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「44の②」）	17		
法人税額の特別控除額 (16)－(17)	18		

18欄

雇用者数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の2第1項」
②区分番号に、「10296」
③適用額欄に、当該別表六の二(十四)18欄の金額（円単位）
を記載してください

比較給与等支給額の計算

連結事業年度又は事業年度		給与等支給額	適用年度の月数／(19)の連結事業年度又は事業年度の月数	改定給与等支給額 (20)×(21)
19		20	21	22
調整対象年度	平 ・ ・ 平 ・ ・	円		円
	平 ・ ・ 平 ・ ・			
計				

適用年度前１年以内連結事業年度等における給与等の支給額 ((22)の計)÷(調整対象年度数)	23	円
比較給与等支給額 (23)＋((23)×(10)×30／100)	24	

法　0301－0614－02

別表八の二
5欄及び25欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

完全子法人株式等に係る受取配当等の額（21の計）			1	円	関係法人株式等	負債の額利子の計算等	総資産価額（17の計）	8	円
関係法人株式等	受取配当等の額（24の計）		2				期末関係法人株式等の帳簿価額（18の計）	9	
	負債利子等の額の計算	当期に支払う負債利子等の額	3				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)×(9)/(8)	10	
		連結法人に支払う負債利子等の額	4			その他株式等	受取配当等の額（28の計）	11	
		特別利子の額	5			負債の額利子の計算等	期末その他株式等の帳簿価額（19の計）＋（20の計）	12	
		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額（別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」）	6				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)×(12)/(8)	13	
		差引金額 (3)－(4)－(5)－(6)	7						

総資産価額

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等					
	15	16					
前期末現在額	円	円					
当期末現在額							
計							

受取配当等の額の明細

区分	株式等を保有する連結法人の名称	株式等の発行法人の名称又は銘柄	本店の所在地（証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別）	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (22)－(23)
					21	22	23	24
完全子法人株式等				・ ・ ・ ・	円	円	円
				・ ・ ・ ・			
	計						
関係法人株式等				・ ・ ・ ・			
	計						
その他株式等					受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (26)－(27)
			25		26	27	28
					円	円	円
	計						

個別帰属額の計算

連結法人名		個別帰属額 (32)＋(36)＋(40)	29	円

完全子法人株式等			関係法人株式等			その他株式等		
受取配当等の額 (1)	30	円	受取配当等の額 (2)	33	円	受取配当等の額 (11)	37	円
受取配当等の益金不算入額 (30)	31		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (10)	34		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (13)	38	
(31)×(21)のうち当該連結法人分/(21の計)	32		受取配当等の益金不算入額 (33)－(34)	35		受取配当等の益金不算入額 ((37)－(38))×50%	39	
			(35)×(22)のうち当該連結法人分/(22の計)	36		(39)×(26)のうち当該連結法人分/(26の計)	40	

5欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（当年度実績により負債利子の額を計算する場合）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の104第1項」
②区分番号に、「10276」
③適用額欄に、当該別表八の二5欄の金額（円単位）
を記載してください

25欄

特定株式投信信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の103」
②区分番号に、「10275」
③適用額欄に、当該別表八の二25欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に記載のある金額の合計額（円単位）
を記載してください

法　0301－0800－02

別表十(一)
9欄及び12欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

② 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

別表十(一) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

地区又は地域	措法第60条第１項の表の各号又は措法第68条の63第１項の表の各号の該当号（第１号（情報通信産業特別地区）、第２号（国際物流拠点産業集積地域）又は第３号（金融業務特別地区））	1	第　　号	所得基準額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」）	5	円
					軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6	
設立年月日		2	平　・　・		(5)と(6)のうち少ない金額	7	
					所得基準額 (7)×35又は40/100	8	
認定法人としての認定を受けた日		3	平　・　・	特別控除額の計算	(1)が第2号に掲げる場合又は(1)が第3号の場合	特別控除額 (8)	9	
						人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10	
事業種目		4				人件費基準額 (10)×20/100	11	
						特別控除額（第３号に係る(8)と(11)のうち少ない金額）	12	

法　0301－1001

9欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の63第1項第1号」
②区分番号に、「10207」
③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

12欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の63第1項第3号」
②区分番号に、「10209」
③適用額欄に、当該別表十(一)12欄の金額(円単位)を記載してください

9欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の63第1項第2号」
②区分番号に、「10408」
③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

別表十(ニ)
7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

② 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十(二) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

国際戦略総合特別区			所得金額仮計又は計の	4		円
指定特定事業としての指定を受			は額	5		
			(4)と(5)のうち少ない金額	6		
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3		損金算入額 (6)×20/100	7		

7欄

国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の63の2第1項」
②区分番号に、「10345」
③適用額欄に、当該別表十(ニ)7欄の金額(円単位)を記載してください

Ⅱ 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指定の取消日	8	平 ・ ・	指定を取り消された場合の益金算入額((10)の合計)	9	円

適用対象年度において損金算入された金額の合計額の計算	事業年度又は連結事業年度	損金算入額
		10
	平 ・ ・ 平 ・ ・	円
	平 ・ ・ 平 ・ ・	
	平 ・ ・ 平 ・ ・	
	平 ・ ・ 平 ・ ・	
	平 ・ ・ 平 ・ ・	
	合計	

法 0301－1002

別表十(四)
16欄及び40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十(四) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称			1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額			2	円		当期益金算入額 3年を経過した場合の益金算入額（(25)の計）	13	
積立限度額の計算	取引の基準額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3			同上以外の場合による益金算入額（(26)の計＋(27)の計）	14	
		取引基準額 (3)×12/100	4			計 (13)＋(14)	15	
	所得基準額の計算	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額 (2)－(11)	16	
		鉱物の販売に係る所得金額 (3)－(5)	6			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額 (12)－(15)＋(16)	17	
		租税特別措置法施行令第34条第3項、第4項若しくは第10項又は第39条の88第3項、第4項若しくは第10項により控	7		貸借対照表	貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18	
		採掘所得 (6)－(7)				差引		
		所得基 (8)×50/100						
	積立限度 (((4)と(9)のうち少ない金額							
積立限度超 (2)－(10)								

16欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の61第1項」、「第8項」又は「第2項」※
②区分番号に、「10202」又は「10203」
③適用額欄に、当該別表十(四)16欄の金額（円単位）を記載してください

※「第68条の61第1項」
「10202」 探鉱準備金の損金算入
※「第68条の61第8項」
「10202」 探鉱準備金の損金算入（企業組織再編成に伴い適用を受ける場合）
※「第68条の61第2項」
「10203」 海外探鉱準備金の損金算入

積立事業年度	当初の	うち控				(26)合	翌期繰越額 (24)－(25)－(26)－(27)
							28
・ ・						円	
・ ・							円
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
当期							
計						円	円

40欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の62第1項」又は「第2項」※
②区分番号に、「10204」又は「10205」
③適用額欄に、当該別表十(四)40欄の金額（円単位）を記載してください

※「第68条の62第1項」
「10204」 新鉱床探鉱費の特別控除
※「第68条の62第2項」
「10205」 海外新鉱床探鉱費の特別控除

探鉱費基準額の計算	当期に支出した当期の探鉱用機				額の計算	合の益金算入額 計）	34	円
	(29)のうち国内					合の益金算入額 計）	35	
	(29)のうち海外					基準額 35）	36	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額		32			別所得金額仮計は別表四の二付	37	
	探鉱費基準額 (29)又は(31)－(32))		33			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
						所得基準額 (37)又は(37)－(38))	39	
					特別控除額 ((33)、(36)と(39)のうち少ない金額)		40	

法 0301－1004

別表十(五)
19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十(五) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算

日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平 ・ ・	認定計画に記載された計画期間	2	平 ・ ・ 平 ・ ・

日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算

一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	3						
	日本船舶の純トン数	4	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(4)のうち1,000トン以下の純トン数	5						
	(5) × $\frac{1}{100}$ × 12	6	円	円	円	円	円	円
	(4)のうち1,000トン超10,000トン以下の純トン	7					トン	トン
	(7) × $\frac{1}{100}$ × 90	8					円	円
	(4)のうち10,000トン超25,000トン以下の純トン	9					トン	トン
	(9) × $\frac{1}{100}$ × 60	10					円	円
	(4)のうち25,000トン超の	11					トン	トン
	(11) × $\frac{1}{100}$ × 30円	12					円	円
	日本船舶の一日当たり利益金額 (6)＋(8)＋(10)＋(12)	13						
日本船舶の持分比率		14						
日本船舶の稼動日数		15	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (13)×(14)×(15)		16	円	円	円	円	円	円

19欄

対外船舶運行事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合（損金算入額がある場合）には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の62の2第1項」
②区分番号に、「10206」
③適用額欄に、当該別表十(五)19欄の金額（円単位）を記載してください

損金算入額又は益金算入額の計算

日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（別表十(五)付表一「25」）	17	円	損金算入額 (17)－(18)	19	円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額（(16)の合計額）	18		益金算入額 (18)－(17)	20	

Ⅱ 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定の取消日	21	平 ・ ・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額（(25)の合計）	22	円

前期までに損金の額に算入された金額の合計額の計算	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (23)－(24)
		23	24	25
	平 ・ ・ 平 ・ ・	円	円	円
	平 ・ ・ 平 ・ ・			
	平 ・ ・ 平 ・ ・			
	平 ・ ・ 平 ・ ・			
	平 ・ ・ 平 ・ ・			
	合計			

法 0301－1005

別表十(七)
6欄、22欄、25欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十(七)
平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

Ⅰ 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

損金算入額の計算	診療報酬に係る経費の額	4		円
	(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5		
	損金算入額 (3) − (5)	6		

6欄
社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の99第1項」
②区分番号に、「10268」
③適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください

社会保険診療報酬に係る収入金額の計算

2,500万円以下の金額	7		円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8		
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9		
4,000万円を超え5,000万円以下の	10		
計 (12) + (13) + (14) + (15)	16		

22欄
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の101第1項」
②区分番号に、「10368」
③適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください

25欄
植林費の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年旧措置法第68条の38第1項」
②区分番号に、「10185」
③適用額欄に、当該別表十(七)25欄の金額(同欄の金額が同表24欄の金額を超える場合には、同表24欄の金額(円単位))
を記載してください

所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20		円
	譲渡原価の額 (19)	21		
	特別控除額 (20) − (21)	22		

の損金算入に関する明細書

造林のために支出した植林費の額	23		円	損金算入額	25		円
損金算入限度額 (23) × 35/100	24			限度超過額 (25) − (24)	26		

31欄
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の95第1項」又は
「平成23年旧措置法第68条の95第1項」
②区分番号に、「10367」
③適用額欄に、当該別表十(七)31欄の金額(円単位)を記載してください

Ⅳ 特定の基金に対する負担金

基金に係る法人名	27						
基金の名称	28						
告示番号	29	平・ 第	号	平 第	号	平 第	号
当期に支出した負担金等の額	30		円				
同上のうち損金の額に算入した金額	31						

Ⅴ 口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

原価及び費用の額の計算	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る原価の額	32		円	特別控除額の計算	手当金等の額	36		円
	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る費用の額	33				原価の額、費用の額及び損失の額 (35)	37		
	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る損失の額	34				特別控除額 (36) − (37)	38		
	原価の額、費用の額及び損失の額 (32) + (33) + (34)	35							

法 0301−1007

別表十の二
18欄、31欄、34欄、37欄及び40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

Ⅰ　収用換地等の場合の連結

譲渡	公共事業者の名称	1	
	公共事業者から買取り等	2	平　・　・
		3	・　・
		4	
		5	円
		6	
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7	
	譲渡資産の帳簿価額	8	
	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	9	

控除額の計算	控除の規定の適用を受けた金額		
	特別控除残額 5,000万円－(16)	17	
	特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額)	18	

18欄

収用換地等の場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の73第1項」、「第2項」又は「第7項」※
②区分番号に、「10215」
③適用額欄に、当該別表十の二18欄の金額（円単位）を記載してください

※「第68条の73第1項」
収用換地等により特別控除の適用を受ける場合
※「第68条の73第2項」
換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した保証金等について、特別控除の適用を受ける場合
※「第68条の73第7項」
特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

31欄

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の74第1項」
②区分番号に、「10216」
③適用額欄に、当該別表十の二31欄の金額（円単位）を記載してください

Ⅱ　特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29	円
	特別控除残額 2,000万円－(29)	30	
	特別控除額 ((28)と(30)のうち少ない金額)	31	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32	
	特別控除残額 1,500万円－(32)	33	
	特別控除額 ((28)と(33)のうち少ない金額)	34	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	
	特別控除残額 800万円－(35)	36	
	特別控除額 ((28)と(36)のうち少ない金額)	37	
特定の長期所有土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
	特別控除残額 1,000万円－(38)	39	
	特別控除額 ((28)と(39)のうち少ない金額)	40	

特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額		24	

34欄

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の75第1項」、
「平成24年旧措置法第68条の75第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の75第1項」
②区分番号に、「10351」
③適用額欄に、当該別表十の二34欄の金額（円単位）を記載してください

37欄

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の76第1項」
②区分番号に、「10218」
③適用額欄に、当該別表十の二37欄の金額（円単位）を記載してください

Ⅲ　資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 （当該各連結法人の(41)の合計）	44	円
	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45	
	特別控除残額 5,000万円－(45)	46	
	特別控除額 ((44)と(46)のうち少ない金額)	47	

40欄

特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の76の2第1項」
②区分番号に、「10219」
③適用額欄に、当該別表十の二40欄の金額（円単位）を記載してください

法　0301－1000－02

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御注意

(4) (1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。）$\frac{10}{1,000}$ (2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。）$\frac{8}{1,000}$ (3) 金融及び保険業 $\frac{3}{1,000}$ その他の事業 $\frac{6}{1,000}$ (5) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業 $\frac{13}{1,000}$

「5」欄の「$\frac{\quad}{1,000}$」の分子の空欄には、各事業年度終了の時において租税特別措置法第57条の10第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

当期繰入額	1	円	平成23年改正令附則第５条第２項の規定の適用	10	有　・　無
繰入限度額の計算 期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（26の計）	2		前３年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11	円
繰入限度額の計算 貸倒実績率（19）	3				
繰入限度額の計算 実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（28の計）	4				
繰入限度額の計算 法定の繰入率	5	1,0			
繰入限度額の計算 繰入限度額（(2)×(3)）又は（(4)×(5)）	6				
繰入限度額の計算 経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額 (6)×（25%、50%又は75%）	7				
繰入限度額の計算 公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×$\frac{116\text{又は}112}{100}$	8				
繰入限度超過額 (1)－((6)、(7)又は(8))	9				

8欄

中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の59第3項」又は
「平成23年12月旧措置法第68条の59第3項」
②区分番号に、「10380」又は「10201」
③適用額欄に、当該別表十一(一の二)8欄の金額（円単位）
を記載してください

繰入限度額の計算

当該事業年度である損失の額等の合計額	14		
益金の額に算入された令第96条第６項第２号ニの金額の合計額	16		
貸倒れによる損失の額等の合計額 (13)＋(14)＋(15)－(16)	17		
(17)×$\frac{12}{\text{前３年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	18		
貸倒実績率（小数点以下４位未満切上げ） $\frac{(18)}{(12)}$	19		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び併合に非適格合併等により法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第９項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (20)＋(21)－(22)－(23)－(24)－(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)－(27)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年４月１日から平成12年３月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合 $\frac{(30)}{(29)}$（小数点以下３位未満切捨て）	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計)×(31)	32	円

法 0301－1101－2

別表十二(一)
20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十二(一) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

特定法人の名称等	1	（第　　号該当法人）	翌期繰越額の計算	期首海外投資等損失準備金の金額	16	円	
本店又は主たる事務所の所在地	2		当期益金算入額	5年経過後5年間均等益金算入額（29)の計）	17		
資源開発投資法人等の認定	3	昭・平　・　・　第　　号		同上以外の場合による益金算入額（30)の計）	18		
特定株式等の認定	4	昭・平　・　・　第　　号		計 (17)＋(18)	19		
特定法人株式等の保有割合の計算 期末現在の旧特定投資法人等の発行済株式又は出資の総数又は総額	5			当期積立額のうち損金算入額 (9)－(15)	20		
期末に有する旧特定投資法人等の株式又は出資の数又は金額	6			期末海外投資等損失準備金の金額 (16)－(19)＋(20)	21		
共同して投資する内国法人等が有する旧特定海外事業法人等の株式又は出資の数又は金額	7		貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金		22		
保有割合 (6)又は(6)＋(7) / (5)（小数点以下3位未満切捨て）	8		差引 (22)－(21)		23		
当期積立額	9	円	貸借対照表の取崩不足額 (19)－((9)－((22)－前期の(22)))		24		
積立限度額の計算 当期において取得した特定株式等の取得年月日	10	平・　・　・	当期分	当期に生じた差額の合計額 (15)＋(24)	25		
(10)の特定株式等のうち期末にするものの取得価	11		前前期分以	前期末における差額（前期の(23)）	26		
同上の 30又は90 / 100 相当額	12						
取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	13						
積立限度額 (12)－(13)	14						
積立限度超過額 (9)－(14)	15						

P25参照

益金算入額の計算

積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (28)－(29)－(30)
				5年経過後5年間均等益金算入による場合 (27)×60/60	(29)以外の場合	
		27	28	29	30	31
積立事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの	・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
	・ ・ ・ ・					円
	・ ・ ・ ・					
	・ ・ ・ ・					
	・ ・ ・ ・					
積立事業年度終了の日の翌日から五年を経過しないもの	・ ・ ・ ・					
	・ ・ ・ ・					
	・ ・ ・ ・					
	・ ・ ・ ・					
	・ ・ ・ ・					
当期分						
計			円	円	円	

法　0301－1201

○　別表十二（一）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金（資源開発事業法人（第１号該当法人で第３号該当法人を除く））	「第68条の43第１項第１号」又は「第８項」	10187	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金（資源開発投資法人（第２号該当法人で第４号該当法人を除く））	「第68条の43第１項第２号」又は「第８項」	10188	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱事業法人（第３号該当法人））	「第68条の43第１項第３号」又は「第８項」	10189	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱投資法人（第４号該当法人））	「第68条の43第１項第４号」又は「第８項」	10190	

※「第68条の43第８項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)
10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十二(二)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

円

事業場の名称	1		翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額		6	
特定施設の名称	2			当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
当期準備金積立額	3	円			同上以外の場合による益金算入額	8	
積立限度額（当期中に石油天然ガス・金立てた鉱	4				計 (7)＋(8)	9	
積立					当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(5)	10	
					期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (6)－(9)＋(10)	11	
			貸借対照表		貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金	12	
					差引 (12)－(11)	13	
					表の取崩不足額 －((12)－前期の(12))	14	
					じた差額の合計額 (5)＋(14)	15	
					における差額 前期の(13))	16	

法　0301－1202

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の44第1項」又は「第6項」※
②区分番号に、「10191」
③適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額（円単位）
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の44第6項」、それ以外は「第68条の44第1項」

別表十二（三）
24欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(三)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

積立限度額の計算	岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地		1		翌期繰越額の計	期首特定災害防止準備金の金額	20	円
	採取、最終処分又は採掘の期間		2	平　・　・ 平　・　・		当期益金算入額 採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の益金算入額	21	
	当期積立額		3	円		同上以外の場合による益金算入額	22	
	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額の当期に係る額	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	4			計 (21) ＋ (22)	23	
		(4) × 採取、最終処分又は採掘の期間の月数 / 採取、最終処分又は採掘の期間の月数	5			当期積立額のうち損金算入額 (3) － (13)	24	
		当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	6			差引特定災害防止準備金の金額 (20) － (23) ＋ (24)	25	
		採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量	7			累積限度超過額 (18)	26	
		(4) × (6)/(7)	8	円				
	信託財産の当期増加額	当期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	9			防止準備金の金額 － (26)	27	
		前期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	10			計上されている防止準備金	28	
	積立（(5)又					引 － (27)	29	
累積限度超過額の計算	差引特				額との差額の明細	貸借対照表の取崩不足額 (23) －((3) －((28) －前期の(28)))	30	
	累積限度額	採災採				当期に生じた差額の合計額 (19) ＋ (30)	31	
		岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額 (9)	16			前期末における差額（前期の(29)）	32	
		累積限度額 （(15)と(16)のうち少ない金額）	17					
	累積限度超過額 (14) － (17)		18					
	限度超過額合計 (13) ＋ (18)		19					

24欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措置法第68条の45第1項」又は「第8項」※
②区分番号に、「10192」
③適用額欄に、当該別表十二(三)24欄の金額（円単位）
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の45第8項」、それ以外は「第68条の45第1項」

法　0301－1203

別表十二(四)
10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十二(四) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

特定廃棄物最終処分場の所在地	1		翌期繰越額の計算	期首特定災害防止準備金の金額	6	円
特定廃棄物最終処分場の名称	2			当期益金算入額 維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
				当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額	8	
当期準備金積立額	3	円		当期益金算入額 計 (7)+(8)	9	
				当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)−(5)	10	
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立て管理積立金の金額)	4			期末特定災害防止準備金の金額 (6)−(9)+(10)	11	
			貸借対照表の	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金	12	
				差引 (12)−(11)	13	
				足額 (12))	14	
積立限度超 (3) − (4)				計額	15	
				差額	16	

法 0301−1204

10欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の46第1項」又は「第6項」※
②区分番号に、「10193」
③適用額欄に、当該別表十二(四)10欄の金額(円単位)
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の46第6項」、それ以外は「第68条の46第1項」

別表十二(六)
18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称	1		翌期繰越額の計算	期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		13	
引当金積立計画の承認年月日	2	平　・　・		当期益金算入額	10年間均等益金算入額等の計算	最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	14
承認積立計画に記載された引当金の積立期間	3	平　・　・ 平　・　・				10年間均等益金算入額等 (14)×120月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数	15
同上の積立期間の月数	4	月			同上以外の場合による益金算入額		16
当期積立額	5	円			計 (15)＋(16)		17
積立限度額の計算	累積限度額 （全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額）	6			当期積立額のうち損金算入額 (5)－(8)		18
	積立限度額 (6)×(4)/(4)	7			差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (13)－(17)＋(18)		19
					累積限度超過額 (11)		20
積立限度	(5)－(7)				期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		21
					ている準備金		22
累積限度超過額の計算	差引新幹大規模改修準 (19)						23
	累積限 (6)				不足額 の(22))		24
	累積限度 (9)－(				合計額 (12)＋(24)		25
限度超過額合計	(8)＋(11)	12		前前期分以	前期末における差額 (前期の(23))		26

18欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の48第1項」又は「第9項」※
②区分番号に、「10194」
③適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額（円単位）
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の48第9項」、それ以外は「第68条の48第1項」

別表十二(六)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1206

別表十二(七)
13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

別表十二(七)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期準備金積立額			1	円	翌期繰越額の計算	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額		2			当期益金算入額 使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
	積立限度額（当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第３条第１項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額）		3			当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額	11	
	積立限度超過額 (2) － (3)		4			当期益金算入額 計 (10) ＋ (11)	12	
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料再処理準備金積立限度超過額の計算	当期準備金積立額		5			当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) － (8)	13	
	積立限度額（当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第３条第１項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額）		6			期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) － (12) ＋ (13)	14	
	積立限度超過額 (5) － (6)		7		貸借対照表の明細	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15	
当期積立限度超過額 (4) ＋ (7)			8				16	
						期以前分 前期末における差額（前期の(16)）	17	
							18	
							19	

13欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の53第1項」
②区分番号に、「10195」
③適用額欄に、当該別表十二(七)13欄の金額（円単位）
を記載してください

法　0301－1207

別表十二(八)
19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十二(八) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称			1		翌期繰越額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	15	円
発電を開始した日			2	昭・平 ・ ・		当期益金算入額 解体費用を支出した場合の益金算入額	16	
当期積立額			3	円		同上以外の場合による益金算入額	17	
積立限度額の計算	累積発電量割合	想定総発電電力量	4			計 (16)＋(17)	18	
		当期末までの発電量	5			当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)	19	
		(5)/(4)（小数点以下4位未満切上げ）	6			差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15)－(18)＋(19)	20	
	当期末の解体費用見積額		7	円		累積限度超過額 (13)	21	
	当期の累積限度額 (7)×90/100×(6)		8			期末原子力発電施設解体準備金の金額 (20)－(21)	22	
	前期の累積限度額（前期の(8)）		9				23	
	積立限度 (8)－(9)		10					
積立限度超過 (3)－(10)			11				24	
累過積額限の度計超算	差引原子力発電施設解体準備金 (20)		12				25	
	累積限度超過 (12)－(8)		13				26	
限度超過額合計 (11)＋(13)			14		明細	前前期分以 前期末における差額（前期の(24)）	27	

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の54第1項」
②区分番号に、「10196」
③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額（円単位）
を記載してください

法 0301－1208

別表十二（九）
7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(九)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

									合計
保険等の種類			1						合計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額		2	円	円	円	円	円	円
	当期益金算入額	異常災害損失等の補てん額	3						
		同上以外の場合による益金算入額	4						
		計 (3)＋(4)	5						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2)－(5)		6						
	当期積立額		7						
当期積立限度額	正味収入保険料等		8						
	積立率		9	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
	積立限度額 (8)×(9)		10	円	円	円	円	円	
	差引積立限度超過額 (7)－(10)		11						円
10年洗替前の異常危険準備金の金額 (6)＋(7)－(11)			12						
…年を経過した…益金算入額		((12)－(24)) の金額	25						
		(13)と(25)のうち少ない金額	26						円
限度超過額合計 (11)＋(26)			27						
期末異常危険準備金の金額 (6)＋(7)－(27)			28						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金		29						
	差引 (29)－(28)		30						
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 ((5)+(26))－((7)－((29)－前期の(29)))	31						
		当期に生じた差額の合計額 (11)＋(31)	32						
	前前期分以	前期末における差額 (前期の(30))	33						

7欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の55第1項」又は「第13項」※
②区分番号に、「10197」
③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額（同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の55条第13項」、それ以外は「第68条の55第1項」

7欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の56第1項」又は「第9項」※
②区分番号に、「10198」
③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額（同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の56第9項」、それ以外は「第68条の56第1項」

法 0301－1209

別表十二(十)
15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度　・　・　・　・　法人名　（　）

別表十二(十)　平二十四・七・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

円

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日			1	平　・　・	
当期積立額			2		
(2)の内訳	(2)のうち損金経理による積立額		3		
	(2)のうち剰余金の処分による積立額		4		
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算	平成24年7月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における空港用地の帳簿価額	5		
		空港用地取得価額基準額 (5)×1/10	6		
	所得基準額の計算	指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額(別表四「41の①」又は(別表四の二「49の①」+「50の①」+「51の①」+「52の①」))	7		
		新関空会社所得金額	8		
		新関空会社欠損金額	9		
		((7)+(8))又は((7)−(9)))×20/100 (マイナスの場合は0)	10		
		所得基準額 (7)−(10)	11		
	空港用地整備債務基準額の計算	空港用地整備債務の額	12		
		空港用地整備債務基準額 (12)−((16)−(19)) (マイナスの場合は0)	13		
積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)			14		
当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)			15		

翌期繰越額の計算	期首関西国際空港用地整備準備金の金額			16	
	当期益金算入額	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17	
			均等益金算入額 (17)×——	18	
		同上以外の場合による益金算入額		19	
		計 (18)+(19)		20	
	当期積立額のうち損金算入額 (15)			21	
対照表の金額との差額の明細	当期	貸借対照表の取崩不足額 (20)−((2)−((23)−前期の(23)))		25	
		積立限度超過額 (2)−(14)		26	
		当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)		27	
	前期以前分	前期末における差額 (前期の(24))		28	

15欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の57第1項」
②区分番号に、「10404」
③適用額欄に、当該別表十二(十)15欄の金額(円単位)
を記載してください

法　0301−1210

別表十二(十一)
9欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(十一)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類及び名称			1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日			2	平・・	平・・	平・・	平・・	
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額		3	円	円	円	円	円
	当期益金算入額	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
		積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額（((3)−(4)−(6))と(24)のうち少ない金額）	5					
		(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
		計 (4)＋(5)＋(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)−(7)		8					
当期積立額			9					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額		10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額		11					
	(11)−(8)（マイナスの場合は0）		12					
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$		13	――	――	――	――	
	(11)×(13)		14	円	円	円	円	
	積立限度額（(12)と(14)のうち少ない金額）		15					
積立限度超過額 (9)−(15)			16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)＋(9)−(16)			17					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備							
	差引 (18)−(17)							
	当期分	(7)−((9)−	((18)−前期の(18))					
		当期に生じた差額の合計 (19)＋(20)						
	前前期分以	前期末における差 (前期の(19))						

9欄

特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の58第1項」、「第9項」※
「平成23年12月旧措置法第68条の58第1項」
又は「第9項」※
②区分番号に、「10379」又は「10199」
③当該別表十二(十一)9欄の金額（同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位)）を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の58第9項」、それ以外は「第68条の58第1項」

特別修

積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の								円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による (23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$								
平成23								
当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日							
	同上の日における特別修繕準備金の金額							円
	$\frac{\text{当期の月数}}{48\text{又は}120}$	27	――	算		(31)−(32)		
	4年等均等取崩金額 (26)×(27)	28	円	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金		34	
	同上以外の場合による益金算入額	29			差引 (34)−(33)		35	
	当期益金算入額 ((28)＋(29))と(31)のうち少ない金額)	30			当期分	当期積立額	36	
						貸借対照表の取崩不足額 (30)−((36)−((34)−前期の(34)))	37	
						計 (36)＋(37)	38	
					前前期分以	前期末における差額 (前期の(35))	39	

法　0301−1211

別表十二（十二）
11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

当期積立額	1		円
積立限度額 （当期の日本郵政株式会社法第13条第２項に規定する利益金の額のうち社会・地域貢献基金に積み立てた金額）	2		
積立限度超過額 (1)－(2)	3		
累積限度超過額の計算　差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)			
累積限度超過額の計算　累積限度超過額 (4)－１兆円			
限度超過額合計 (3)＋(5)	6		

翌期繰越額の計算	期首社会・地域貢献準備金の金額		7	円
	当期益金算入額	日本郵政株式会社法第13条第４項ただし書の規定により基金を取り崩した場合の益金算入額	8	
		同上以外の場合による益金算入額	9	
		計 (8)＋(9)	10	
	当期積立額のうち損金算入額 (1)－(3)		11	
	差引社会・地域貢献準備金の金額 (7)－(10)＋(11)		12	
	累積限度超過額 (5)		13	
	期末社会・地域貢献準備金の金額			
差額の明細	期分	当期に生じた差額の合計額 (6)＋(17)	18	
	前期分以前	前期末における差額 （前期の(16)）	19	

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の58の2第1項」
②区分番号に、「10200」
③当該別表十二(十二)11欄の金額（円単位）
を記載してください

別表十二(十二)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1212

別表十二(十三)
10欄及び43欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	( )

別表十二(十三) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

認定計画等の種類		1		期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円
交付金等の該当号		2	第	当 5年を経過した場合の益金算入額		
交付金等の額		3				
当期積立額		4				
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5				
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6				
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7				
	所得基準額((別表四「41の①」−「27の①」)又は(別表四の二付表「49の①」−「36の①」))	8				
	積立限度額((7)と(8)のうち少ない金額)	9				
当期積立額のうち損金算入額((4)と(9)のうち少ない金額)		10		差額の明細 分 当期に生じた差額の合計額((19)＋(20))	21	
				前前期分以前 前期末における差額(前期の(18))	22	

10欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の64第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の64第1項」
②区分番号に、「10347」
③当該別表十二(十三)10欄の金額(円単位)
を記載してください

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額 5年を経過した場合	当期益金算入額 任意取崩し等の場合	当期益金算入額 (25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額 (24)−(25)−(26)−(27)
	23	24	25	26	27	28
・ ・	円	円	円	円	円	
・ ・						円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
当期分						
計		円	円	円	円	

Ⅱ 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平			
	農用地等の取得価額	31				
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		32				
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33				
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34				
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額 5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額((25)の計)	35				
	準備金等益金算入基準額 任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額((26)の計)	36				
	準備金等益金算入基準額 (3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	37				
	準備金等益金算入基準額 計 (35)＋(36)＋(37)	38				
	所得基準額((別表四「41の①」−(10)−別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「49の①」−(10)−別表四の二付表「36の①」))	39				
	取得価額基準額 (31)−1円	40	① 円	② 円	③ 円	①＋②＋③
	圧縮限度額((38)、(39)と(40)うち少ない金額)	41				
	個別資産の圧縮限度額	42	円	円	円	
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)		43	④	⑤	⑥	④＋⑤＋⑥ 円

43欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の65第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の65第1項」
②区分番号に、「10348」
③当該別表十二(十三)43欄の金額(円単位)
を記載してください

法 0301−1213

別表十三(四)
21欄、25欄及び34欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十三(四) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類		20		
	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		21	円	
	圧縮限度額の計算	代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22		
		圧縮限度額 (22)×(19)	23		
	圧縮限度超過額 (21)－(23)		24		
特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額		25		
	繰入限度額の計算	特別勘定の対象となり得る金額 (17)－(22)	26		
		繰入限度額 (26)×(19)	27		
	繰入限度超過額 (25)－(27)		28		
	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25)－(28)	29		
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30		
		当期中に益金の額に算入すべき金額	31		
		期末特別勘定残額 (29)－(30)－(31)	32		
交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類		33		
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額		34	円	
	圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (7)	35		
		交換取得資産の帳簿価額	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36	
			交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (16)又は(12)	38	
			計 (36)＋(37)＋(38)	39	
		圧縮限度額 (35)－(39)		40	
	圧縮限度超過額 (34)－(40)			41	
	交換取得資産の価額		7		
	の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)－(13)		14	
	取得した補償金等の額				

21欄

収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(代替資産について帳簿価額の減額等をした場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の70第1項」、「第7項」※、
「平成23年旧措置法第68条の70第1項」又は「第7項」※
②区分番号に、「10349」
③当該別表十三(四)21欄の金額(同欄の金額が23欄の金額を超える場合には、23欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受けるける場合は「第68条の70第7項」、それ以外は「第68条の70第1項」

25欄

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の71第1項」、「第3項」※
「平成23年旧措置法第68条の71第1項」又は「第3項」※
②区分番号に、「10350」
③当該別表十三(四)25欄の金額(同欄の金額が27欄の金額を超える場合には、27欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受けるける場合は「第68条の71第3項」、それ以外は「第68条の71第1項」

34欄

換地処分等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の72第1項」又は「第5項」※
②区分番号に、「10214」
③当該別表十三(四)34欄の金額(同欄の金額が40欄の金額を超える場合には、40欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の72第5項」、それ以外は「第68条の72第1項」

法 0301－1304

別表十三（五）
18欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

（　　　　号該当）

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　　　）

		番号					譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					
	同上の資産の取得年月日	2	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・
	譲渡した資産の所在地	3					計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
	対価の額	6	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額　帳簿価額	7					
	譲渡直前の帳簿価額　譲渡に要した経費の額	8					
	譲渡直前の帳簿価額　計 (7) ＋ (8)	9					
差益割合		10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11					
	取得した買換資産の所在地	12					
	取得年月日	13	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	昭 平 ・ ・	
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円
	買換資産が土地等である場合の取得価額　取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	買換資産が土地等である場合の取得価額　同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16					
	買換資産が土地等である場合の取得価額　取得価額 (14)×$\frac{(15)-(16)}{(15)}$	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18					
	圧縮限度額の計算　買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
	圧縮限度額の計算　圧縮基礎取得価額 （(14)又は(17)と(19)のうち少ない金額）	20					
	圧縮限度額の計算　買換資産が前期以前に取得されたものである場合の圧縮基礎取得価額　前期末の取得価額	21					
	圧縮限度額の計算　買換資産が前期以前に取得されたものである場合の圧縮基礎取得価額　前期末の帳簿価額	22					
	圧縮限度額の計算　買換資産が前期以前に取得されたものである場合の圧縮基礎取得価額　圧縮基礎取得価額 (20)×$\frac{(22)}{(21)}$	23					
	圧縮限度額の計算　圧縮限度額 （(20)又は(23)）×(10)×0.8	24					
	圧縮限度超過額 (18)－(24)	25					

P39～P41参照

対価の額の残額の計算		番号	
	対価の額の合計額	26	円
	同上のうち…又は連結事…	27	
	特別勘定… (26)－(27)	28	
	翌期繰越額の計算　同上のうち買換資産の取得に充てようとする金額	29	
	翌期繰越額の計算　同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	30	
	翌期繰越額の計算　当期中において買換資産の取得に充てた金額	31	
	翌期繰越額の計算　翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29)－(30)－(31)	32	

P41～P44参照

特別勘定を設けた場合		番号	
	特別勘定に経理した金額	33	円
	繰入限度額の計算　特別勘定の対象となる金額 (29)	34	
	繰入限度額の計算　繰入限度額 (34)×(10)×0.8	35	
	繰入限度超過額 (33)－(35)	36	
	翌期繰越額の計算　当初の特別勘定の金額 (33)－(36)	37	
	翌期繰越額の計算　同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38	
	翌期繰越額の計算　当期中に益金の額に算入すべき金額	39	
	翌期繰越額の計算　期末特別勘定残額 (37)－(38)－(39)	40	

法 0301－1305

別表十三（五）　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○　別表十三（五）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第１号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10352	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第１号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10352	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第２号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10221	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第２号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10353	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第３号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10222	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第３号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第４号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10223	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第４号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10354	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第５号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10353	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第５号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10355	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第６号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第６号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10356	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第７号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10354	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第７号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10233	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第８号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80号」	10227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第８号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第９号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10355	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第９号該当）	「平成24年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成24年旧措置法第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第９号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10405	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第10号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10356	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第10号該当）	「第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「第68条の80」	10357	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第11号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10230	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第12号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10231	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第13号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10232	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第14号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10233	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第15号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第16号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第17号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第18号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10237	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第19号該当）	「平成23年旧措置法第68条の78第１項」若しくは「第９項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10357	

※「第68条の78第９項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

※「第65条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

○　別表十三（五）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第１号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10358	「33」の欄の金額（同欄の金額の合計が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第１号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10358	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第２号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10240	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第２号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10359	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第３号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10241	「33」の欄の金額（同欄の金額の合計が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第３号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第４号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10242	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第４号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第５号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10359	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第５号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10361	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第６号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第６号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10362	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第７号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第７号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第８号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第８号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10253	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第９号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10361	「33」の欄の金額（同欄の金額の合計が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第９号該当）	「平成24年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成24年旧措置法第68条の80」	10255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第９号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10406	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第10号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10362	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第10号該当）	「第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「第68条の80」	10363	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第11号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10249	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第12号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10250	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第13号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10251	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第14号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第15号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10253	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第16号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第17号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10255	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第18号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10256	「33」の欄の金額（同欄の金額の合計が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 （第19号該当）	「平成23年旧措置法第68条の79第１項」若しくは「第３項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10363	

※「第68条の79第２項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

別表十三(六)
13欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 ・ ・ ・ ・ 法人名 （ ）

別表十三(六) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日		1	昭平 ・ ・	取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合	圧縮限度額の計算	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円
譲渡した資産の種類		2				譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	
譲渡資産の明細	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	6	円		取得資産の価額 (11)	15	
		譲渡に要した経費の額	7			取得資産とともに取得した清算金の額	16	
						取得資産の価額に対応する帳簿価額 (14)×(15)/((15)+(16))	17	
						圧縮限度額 (15)－(17)	18	
						圧縮限度超過額 (13)－(18)	19	
取得資産の明細	取得資産の価額		11	円	譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合	資産の帳簿価額を減額した金額	20	
	取得した土地等の面積		12	平方メートル		取得資産の価額 (11)	21	
						譲渡資産の帳簿価額 譲渡直前の帳簿価額 (8)	22	
						譲渡資産の帳簿価額 譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額	23	
						譲渡資産の帳簿価額 計 (22)＋(23)	24	
						圧縮限度額 (21)－(24)	25	
						圧縮限度超過額 (20)－(25)	26	

13欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の81第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10258」
③当該別表十三(六)13欄の金額（同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の81第4項」、それ以外は「第68条の81第1項」

20欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の81第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10258」
③当該別表十三(六)20欄の金額（同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の81第4項」、それ以外は「第68条の81第1項」

法 0301－1306

別表十三(七)
15欄、23欄及び32欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十三(七) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

23欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の82第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10259」
③当該別表十三(七)23欄の金額(同欄の金額が29欄の金額を超える場合には、29欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の82第4項」、それ以外は「第68条の82第1項」

32欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の83第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10260」
③当該別表十三(七)32欄の金額(同欄の金額が39欄の金額を超える場合には、39欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の83第4項」、それ以外は「第68条の83第1項」

宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合又は譲り受けた	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		23	円
	圧縮限度額の計算	取得資産等の価額(14)	24	
		譲渡資産等の帳簿価額 譲渡直前の帳簿価額(10)	25	
		譲渡資産等の帳簿価額 譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26	
		譲渡資産等の帳簿価額 譲渡資産の対価の額(7)	27	
		(25)+((26)又は((24)−(27)))	28	
		圧縮限度額 (24)−(28)	29	
	圧縮限度超過額 (23)−(29)		30	
	取得認定期間		31	平 ・ ・ 平 ・ ・
	特別勘定に経理した金額		32	円
	繰入限度額の計算	譲り受ける宅地の価額の見積額	33	
		譲渡資産の帳簿価額 譲渡直前の帳簿価額(10)	34	
		譲渡資産の帳簿価額 譲渡資産の対価の額(7)	35	
		譲渡資産の帳簿価額 譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36	
		譲渡資産の帳簿価額 譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき (34)×(33)/(35)	37	
		譲渡資産の帳簿価額 譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき (34)+((33)−(35))	38	
		繰入限度額 (33)−((36)、(37)又は(38))	39	
	繰入限度超過額		40	
特別勘定を設けた場合				
場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合 交換により宅地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		15	
	圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(10)	16	
		取得資産等の価額(14)	17	
		取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	
		譲渡資産の対価の額(7)	19	
		取得資産等の価額に対応する帳簿価額 (16)×((17)/((17)+(18)) 又は (17)/(19))	20	
		圧縮限度額 (17)−(20)	21	
	圧縮限度超過額 (15)−(21)		22	

15欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の82第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10259」
③当該別表十三(七)15欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の82第4項」、それ以外は「第68条の82第1項」

別表十三（八）
18欄、26欄及び35欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　　）

別表十三（八）　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

26欄

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の84第１項」、「第４項」※、
「平成23年旧措置法第68条の84第１項」又は「第４項」※
②区分番号に、「10364」又は「10261」
③当該別表十三（八）26欄の金額（同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の84第４項」、それ以外は「第68条の84第１項」

35欄

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の85第１項」、「第４項」※、
「平成23年旧措置法第68条の85第１項」又は「第４項」※
②区分番号に、「10365」又は「10262」
③当該別表十三（八）35欄の金額（同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85第４項」、それ以外は「第68条の85第１項」

事業用地適正化計画認定の日		1	平　・　・
譲渡	交換等をした所有隣接土地等の面積	9	平方メートル
	交換等の年月日	10	平
等の明細	取得した土地建物等の価額	17	円
交換等により土地建物等のみを取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18	
圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額 (14)	19	
	取得資産等の価額 (17)	20	
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	21	
	譲渡資産等の対価の額 (11)	22	
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額 (19)×((20)/((20)+(21)) 又は (20)/(22))	23	
	圧縮限度額 ((20)－(23))×0.8	24	
	圧縮限度超過額 (18)－(24)	25	

交換により土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合又は交換差金を支出した場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26	円
圧縮限度額の計算	取得資産等の価額 (17)	27	
譲渡資産等の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額 (14)	28	
	譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額	29	
	譲渡資産等の対価の額 (11)	30	
	((28)＋(29)) 又は ((27)＋(28)－(30))	31	
	圧縮限度額 ((27)－(31))×0.8	32	
	圧縮限度超過額 (26)－(32)	33	
特別勘定を設け	取得期間	34	平　・　・ 平　・　・
	特別勘定に経理した金額	35	円
繰入限度額の計算	譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36	
譲渡資産の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額 (14)	37	
	譲渡資産の対価の額 (11)	38	
	譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき (37)	39	
	譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき (37)×(36)/(38)	40	
	譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき (37)＋((36)－(38))	41	
	繰入限度額 ((36)－((39)、(40)又は(41)))×0.8	42	
	繰入限度超過額 (35)－(42)	43	

18欄

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の84第１項」、「第４項」※、
「平成23年旧措置法第68条の84第１項」又は「第４項」※
②区分番号に、「10364」又は「10262」
③当該別表十三（八）18欄の金額（同欄の金額が24欄の金額を超える場合には、24欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の84第４項」、それ以外は「第68条の84第１項」

別表十三（九）
13欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）円

交換の年月日		1	平　・　・	交換取得資産とともに交換差金を取得した場合	圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		
譲渡した資産の種類		2				譲渡直前の帳簿価額 (8)	14		
						交換取得資産の価額 (11)	15		
						交換取得資産とともに取得した交換差金の額	16		
						交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (14)×(15)/((15)+(16))	17		
						圧縮限度額 (15)－(17)	18		
						圧縮限度超過額 (13)－(18)	19		
の明細	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	6						
		譲渡に要した経費の額	7	交換とともに交換差金を支出した場合	圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20		
		計	8			交換取得資産の価額 (11)	21		
						交換譲渡資産の帳簿価額 譲渡直前の帳簿価額 (8)	22		
						交換とともに支出した交換差金の額	23		
						計 (22)＋(23)	24		
						圧縮限度額 (21)－(24)	25		
細	取得した土地等の面積		12			圧縮限度超過額 (20)－(25)	26		

13欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の85の2第1項」、「第4項」※
「平成23年旧措置法第68条の85の3第1項」又は「第4項」
②区分番号に、「10263」
③当該別表十三(九)13欄の金額（同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額（円単位））を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の2第4項」、それ以外は「第68条の85の2第1項」

20欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の85の2第1項」、「第4項」※
「平成23年旧措置法第68条の85の3第1項」又は「第4項」
②区分番号に、「10263」
③当該別表十三(九)20欄の金額（同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額（円単位））を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の2第4項」、それ以外は「第68条の85の2第1項」

別表十三(九)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1309

別表十三(十)
17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十三(十) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・
届出書の提出年月日	3	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額 取得価額	6	円	円	円	円	円	円
先行取得土地等の取得価額 前期までに損金算入された積立金計上額	7						
先行取得土地等の取得価額 差引取得価額 (6)－(7)	8						

譲渡土地等の譲渡年月				計
譲渡土地等の所在				
譲渡利益金額の計算 対価の額	9			円
譲渡利益金額の計算 譲渡直前の帳簿価額 帳簿価額	10			
譲渡利益金額の計算 譲渡直前の帳簿価額 譲渡に要した経費の額	11			
譲渡利益金額の計算 譲渡直前の帳簿価額 計 (12)＋(13)	12			
譲渡利益金額の計算 譲渡利益金額 (11)－(14)	15			

17欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の85の3第1項」、「第7項」※
「平成23年旧措置法68条の85の3第1項」
又は「第7項」
②区分番号に、「10264」
③当該別表十三(十)17欄の金額（同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額（円単位））
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の3第7項」、それ以外は「第68条の85の3第1項」

圧縮限度額の計算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額の計算 ((15)の計)×(80%又は60%)	18					
圧縮限度額の計算 (18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①＋②	(21)の①＋②＋③	(21)の①＋②＋③＋④
圧縮限度額の計算 (18)－(19)	20					
圧縮限度額の計算 個別土地等の圧縮限度額 ((16)と(20)のうち少ない金額)	21					
圧縮限度超過額 (17)－(21)	22					

法 0301－1310

別表十三(十一)
5欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十三(十一)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額の計算 (3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1)－(2)	3		圧縮限度額 (6)又は((6)－1円)	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5)－(7)	8	

法　0301－1311

5欄

技術研究組合の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の94第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の94第1項」
②区分番号に、「10366」
③当該別表十三(十一)5欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))
を記載してください

別表十三(十二)
8欄、13欄及び17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十三(十二)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・・
			告示番号	5	第　　号
			交付を受けた助成金等の額	6	円

8欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の102第1項」
②区分番号に、「10271」
③当該別表十三(十二)8欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))
を記載してください

固定資産等の圧縮額等の計算

帳簿価額の減額等をした場合				特別勘定を設けた場合			
減価補塡	減価償却資産の減価補塡費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円	
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) － (14)	18		
	損金不算入額	9		繰入限度超過額 (17) － (18)	19		
翌期繰越額の計算				当初の特別勘定の金額 (17) － (19)	20		
業							
助	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13					
成	圧縮限度額の計算 固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14					
金	圧縮限度額 (14)又は((14)－1円)	15					
	圧縮限度超過額 (13) － (15)	16					

17欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の102第4項」又は「第6項」※
②区分番号に、「10273」
③当該別表十三(十二)17欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成の伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の102第6項」、それ以外は「第67条の102第4項」

13欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の102第2項」又は「第3項」※
②区分番号に、「10272」
③当該別表十三(十二)13欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の102第3項」、それ以外は「第68条の102第2項」

法　0301－1312

別表十四の二
26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十四の二　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

一般寄附金の損金算入限度額の計算

支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額（25の計）	1		円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額（26の計）	2		
	その他の寄附金額	3		
	計 (1)＋(2)	4		
	完全支配関係に対する寄	5		
	計 (4)＋(			
連結所得金（別表四の二「35				
寄附金支出前連結 (6)＋(7)（マイナスの場				
同上の $\frac{2.5\text{又は}1.2}{100}$				
連結親法人の期末の連結個（別表五の二(一)付表（マイナスの場合				
同上の月数 (10) × $\frac{}{12}$				
同上の $\frac{2.5}{1,000}$				
一般寄附金の損金算 ((9)＋(12)) × 2又				

特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算

特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{5\text{又は}6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{5\text{又は}6.25}{100}$	14	円
	連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{2.5\text{又は}3.75}{1,000}$ 相当額 (11) × $\frac{2.5\text{又は}3.75}{1,000}$	15	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)＋(15)) × $\frac{1}{2}$	16	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)		17	

26欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の96第1項」又は
「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第68条の96第1項」
②区分番号に、「10381」又は「10407」※
③当該別表十四の二26欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に「認定特定非営利活動法人」、「旧認定特定非営利活動法人」又は「仮認定特定非営利活動法人※」
の記載があるものの合計額（円単位）
を記載してください

※「第68条の96第1項」の規定に該当する寄附金のうち「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金については「10407」

寄附した日				金額 25
				円
計				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 26
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

個別帰属額の計算

連結法人名					
当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額 (17) × $\frac{(28)}{(2)}$	34	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28				
	その他の寄附金額	29		損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額 (21) × $\frac{(32)-(27)-(34)}{(20)-(17)-(18)}$	35	
	計 (27)＋(28)＋(29)	30				
	国外関連者に対する寄附金額	31		個別帰属額 (31)＋(33)＋(35)	36	
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30)－(31)	32				
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33				

法　0301－1400－02

別表十六（一）
32欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

区分	項目	番号					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
当期分の普通償却限度額等 平成19年3月31日以前取得分	残存価額	17					
	差引取得価額×5％ (9)×5/100	18					
	(16)＞(18)の場合 旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)－(17)	19					
	(16)＞(18)の場合 旧定額法の償却率	20					
	(16)＞(18)の場合 算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円
	(16)＞(18)の場合 増加償却額 (21)×割増率	22	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	(16)＞(18)の場合 計 ((21)＋(22))又は((16)－(18))	23					
	(16)≦(18)の場合 算出償却額 ((18)－1円)×/60	24					
平成19年4月1日以後取得分	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
	定額法の償却率	26					
	算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円
	増加償却額 (27)×割増率	28	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	計 (27)＋(28)	29					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30					
特別償却又は割増償却による特別償却限度額	租税特別措置法適用条項	31	条 項 （ ）	条 項 （ ）	条 項 （ ）	条 項 （ ）	条 項 （ ）
	特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)	34					
当期償却額		35					
差引	償却不足額 (34)－(35)	36					
	償却超過額 (35)－(34)	37					
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
	当期損金認容額 償却不足によるもの	39					
	当期損金認容額 積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)	41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額)	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)	44					
	翌期への繰越額の内訳 平 ・ ・ 平 ・ ・	45					
	翌期への繰越額の内訳 当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	(((36)－(39))と(32)のうち少ない金額)	47					

備考

P54～P59参照

P59参照

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産（(2)の資産に該当するものを除きます。）の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(一) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○　別表十六（一）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号	10012	「32」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第１号）	10013	
	平成23年旧措置法第68条の10第１項第２号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第２号）	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第３号）	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第４号）	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」	10277	
	第68条の10の２第１項第１号イ	10383	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」又は「平成23年12月旧措置法平成第68条の10の２第１項第１号ロ」	10280	
	第68条の10の２第１項第１号ロ	10386	
	「第68条の10第１項第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」	10283	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の10第１号第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」	10286	「32」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項（「第42条の６第１項第１号」又は「平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」）	10030	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第２号）	10033	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第３号）	10036	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号	10044	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号	10047	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号	10050	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号	10053	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号	10056	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号	10059	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号	10062	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧効力措置法第68条の14第１項」又は「平成24年旧措置法第68条の14第１項」	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第１号	10086	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	平成24年旧措置法第68条の16第１項第１号	10297	「32」の欄の金額
	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第２号	10089	
	第68条の16第１項第２号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第１項	10092	
	第68条の17第１項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第１項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の20第１項	10098	
	第68条の20第１項	10373	
事業革新設備等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の21第１項	10101	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第２項	10104	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第３項	10107	
共同利用施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第１項	10110	
	第68条の24第１項	10376	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の25第２項」又は「平成23年旧措置法第68条の25第１項」	10309	
	第68条の25第１項	10376	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第１項	10312	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号イ）	10116	「32」の欄の金額
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号イ）	10315	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ハ）	10122	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ニ）	10125	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第２号）	10128	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第２号）	10398	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第３号）	10131	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第３号）	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第４号）	10134	
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第１号	10137	
	第68条の29第１項第１号	10324	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第２号	10140	「32」の欄の金額
	第68条の29第１項第２号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第１項第３号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第２項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第３項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	平成24年旧措置法第68条の30第１項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第２項第１号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第２号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第３号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第４号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第１項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第１項	10173	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第１項	10336	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」	10339	「32」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

○　別表十六（一）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」（特別償却不足額）又は「第４項」（合併等特別償却不足額）	10186	「33」の欄の金額

別表十六（二）
36欄及び37欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　　）

別表十六(二)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

区分	項目	番号					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)	18					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分：差引取得価額×5％ (9)×5/100	19					
	平成19年3月31日以前取得分：(16)＞(19)の場合：旧定率法の償却率	20					
	平成19年3月31日以前取得分：(16)＞(19)の場合：算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円	円	円
	平成19年3月31日以前取得分：(16)＞(19)の場合：増加償却額 (21)×割増率	22	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	平成19年3月31日以前取得分：(16)＞(19)の場合：計 ((21)＋(22))又は((18)－(19))	23					
	平成19年3月31日以前取得分：(16)≦(19)の場合：算出償却額 ((19)－1円)×/60	24					
	平成19年4月1日以後取得分：定率法の償却率	25					
	平成19年4月1日以後取得分：調整前償却額 (18)×(25)	26	円	円	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分：保証率	27					
	平成19年4月1日以後取得分：償却保証額 (9)×(27)	28	円	円	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分：(26)＜(28)の場合：改定取得価額	29					
	平成19年4月1日以後取得分：(26)＜(28)の場合：改定償却率	30					
	平成19年4月1日以後取得分：(26)＜(28)の場合：改定償却額 (29)×(30)	31	円	円	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分：増加償却額 ((26)又は(31))×割増率	32	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	平成19年4月1日以後取得分：計 ((26)又は(31))＋(32)	33					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34					
	特別償却又は割増償却による特別償却限度額：租税特別措置法適用条項	35	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）	条　項 （　）
	特別償却又は割増償却による特別償却限度額：特別償却限度額	36	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
	合計 (34)＋(36)＋(37)	38					
当期償却額		39					
差引	償却不足額 (38)－(39)	40					
	償却超過額 (39)－(38)	41					
償却超過額	前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外
	当期損金認容額：償却不足によるもの	43					
	当期損金認容額：積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額 (41)＋(42)－(43)－(44)	45					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((40)－(43))と((36)＋(37))のうち少ない金額)	46					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額 (46)－(47)	48					
	翌期への繰越額の内訳：平・・ 平・・	49					
	翌期への繰越額の内訳：当期分不足額	50					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((40)－(43))と(36)のうち少ない金額)		51					
備考							

P61～P66参照

P66参照

法　0301－1602

御注意

1　この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産（(3)の資産に該当するものを除きます。）の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2　租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

○　別表十六（二）「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号	10012	「36」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第１号）	10013	
	平成23年旧措置法第68条の10第１項第２号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第２号）	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第３号）	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第４号）	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」	10277	
	第68条の10の２第１項第１号イ	10383	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」又は「平成23年12月旧措置法平成第68条の10の２第１項第１号ロ」	10280	
	第68条の10の２第１項第１号ロ	10386	
	「第68条の10第１項第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」	10283	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の10第１号第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」	10286	「36」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項（「第42条の６第１項第１号」又は「平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」）	10030	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第２号）	10033	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第３号）	10036	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号	10044	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号	10047	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号	10050	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号	10053	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号	10056	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号	10059	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号	10062	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧効力措置法第68条の14第１項」又は「平成24年旧措置法第68条の14第１項」	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第１号	10086	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	平成24年旧措置法第68条の16第１項第１号	10297	「36」の欄の金額
	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第２号	10089	
	第68条の16第１項第２号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第１項	10092	
	第68条の17第１項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第１項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の20第１項	10098	
	第68条の20第１項	10373	
事業革新設備等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の21第１項	10101	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第２項	10104	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第３項	10107	
共同利用施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第１項	10110	
	第68条の24第１項	10376	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の25第２項」又は「平成23年旧措置法第68条の25第１項」	10309	
	第68条の25第１項	10376	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第１項	10312	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号イ）	10116	「36」の欄の金額
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号イ）	10315	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ハ）	10122	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ニ）	10125	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第２号）	10128	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第２号）	10398	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第３号）	10131	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第３号）	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第４号）	10134	
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第１号	10137	
	第68条の29第１項第１号	10324	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第２号	10140	「36」の欄の金額
	第68条の29第１項第２号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第１項第３号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第２項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第３項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	平成24年旧措置法第68条の30第１項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第２項第１号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第２号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第３号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第４号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第１項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第１項	10173	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第１項	10336	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」	10339	「36」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

○　別表十六（二）「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」（特別償却不足額）又は「第４項」（合併等特別償却不足額）	10186	「37」の欄の金額

別表十六（三）
32欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十六（三） 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意
租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

区分	細区分	項目	番号					
資産区分		種類	1					
資産区分		構造	2					
資産区分		細目	3					
資産区分		取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
資産区分		事業の用に供した年月	5					
取得価額		取得価額又は製作価額	6	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
取得価額		圧縮記帳による積立金計上額	7					
取得価額		差引取得価額 (6)－(7)	8					
帳簿価額		償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9					
帳簿価額		期末現在の積立金の額	10					
帳簿価額		積立金の期中取崩額	11					
帳簿価額		差引帳簿記載金額 (9)－(10)－(11)	12	外△	外△	外△	外△	外△
帳簿価額		損金に計上した当期償却額	13					
帳簿価額		前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外
帳簿価額		合計 (12)＋(13)＋(14)	15					
		鉱山の命数	16	年	年	年	年	年
		当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17					
		同上の期間内における採掘予定数量	18	トン	トン	トン	トン	トン
		経済的採掘可能数量	19					
		当期産出鉱量	20					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	残存価額	21	円	円	円	円	円
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	差引取得価額×5％ (8)×5/100	22					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分 (15)＞(22)の場合	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)－(21)	23					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分 (15)＞(22)の場合	鉱量1トン当たり償却金額 (23)/((18)又は(19)のうち少ないトン数)	24					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分 (15)＞(22)の場合	算出償却額 ((20)×(24))又は((15)－(22))	25					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分 (15)≦(22)の場合	算出償却額 ((22)－1円)×/60	26					
当期分の普通償却限度額	平成19年4月1日以後取得分	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	27					
当期分の普通償却限度額	平成19年4月1日以後取得分	鉱量1トン当たり償却金額 (27)/((18)又は(19)のうち少ないトン数)	28					
当期分の普通償却限度額	平成19年4月1日以後取得分	算出償却額 (20)×(28)	29					
当期分の償却限度額		当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	30					
当期分の償却限度額	特別償却又は割増償却による特別償却限度額	租税特別措置法適用条項	31	（ 条 項 ）	（ 条 項 ）	（ 条 項 ）	（ 条 項 ）	（ 条 項 ）
当期分の償却限度額	特別償却又は割増償却による特別償却限度額	特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
当期分の償却限度額		前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
当期分の償却限度額		合計 (30)＋(32)＋(33)	34					
		当期償却額	35					
差引		償却不足額 (34)－(35)	36					
差引		償却超過額 (35)－(34)	37					
償却超過額		前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
償却超過額	当期損金認容額	償却不足によるもの	39					
償却超過額	当期損金認容額	積立金取崩しによるもの	40					
償却超過額		差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)	41					
特別償却不足額		翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額)	42					
特別償却不足額		当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
特別償却不足額		差引翌期への繰越額 (42)－(43)	44					
特別償却不足額	翌期への繰越額の内訳	平 ・ ・ 平 ・ ・	45					
特別償却不足額	翌期への繰越額の内訳	当期分不足額	46					
		適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((36)－(39))と(32)のうち少ない金額)	47					
備考								

P68～P73参照

P73参照

法 0301－1603

○　別表十六（三）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号	10012	「32」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第１号）	10013	
	平成23年旧措置法第68条の10第１項第２号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第２号）	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第３号）	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第４号）	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」	10277	
	第68条の10の２第１項第１号イ	10383	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」又は「平成23年12月旧措置法平成第68条の10の２第１項第１号ロ」	10280	
	第68条の10の２第１項第１号ロ	10386	
	「第68条の10第１項第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」	10283	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の10第１号第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」	10286	「32」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項（「第42条の６第１項第１号」又は「平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」）	10030	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第２号）	10033	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第３号）	10036	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号	10044	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号	10047	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号	10050	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号	10053	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号	10056	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号	10059	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号	10062	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧効力措置法第68条の14第１項」又は「平成24年旧措置法第68条の14第１項」	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第１号	10086	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	平成24年旧措置法第68条の16第１項第１号	10297	「32」の欄の金額
	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第２号	10089	
	第68条の16第１項第２号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第１項	10092	
	第68条の17第１項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第１項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の20第１項	10098	
	第68条の20第１項	10373	
事業革新設備等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の21第１項	10101	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第２項	10104	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第３項	10107	
共同利用施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第１項	10110	
	第68条の24第１項	10376	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の25第２項」又は「平成23年旧措置法第68条の25第１項」	10309	
	第68条の25第１項	10376	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第１項	10312	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号イ）	10116	「32」の欄の金額
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号イ）	10315	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ハ）	10122	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ニ）	10125	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第２号）	10128	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第２号）	10398	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第３号）	10131	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第３号）	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第４号）	10134	
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第１号	10137	
	第68条の29第１項第１号	10324	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第２号	10140	「32」の欄の金額
	第68条の29第１項第２号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第１項第３号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第２項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第３項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	平成24年旧措置法第68条の30第１項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第２項第１号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第２号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第３号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第４号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第１項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第１項	10173	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第１項	10336	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」	10339	「32」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

○　別表十六（三）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」（特別償却不足額）又は「第４項」（合併等特別償却不足額）	10186	「33」の欄の金額

別表十六(四)
28欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十六(四) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1						
	構造		2						
	細目		3						
	契約年月日		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	賃貸の用又は事業の用に供した年月		5						
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	
		圧縮記帳による積立金計上額	7						
		差引取得価額 (6)－(7)	8						
		見積残存価額	9						
		償却額計算の基礎となる金額 (8)－(9)	10						
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	
		取得価額又は製作価額	12	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	
		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13						
		差引取得価額 (12)－(13)	14						
		残価保証額	15						
		償却額計算の基礎となる金額 (14)－(15)	16						
	リース期間定額法	取得価額	17	外	外	外	外	外	
		残価保証額	18						
		償却額計算の基礎となる金額 (17)－(18)	19						
帳簿記載金額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		20						
	期末現在の積立金の額		21						
	積立金の期中取崩額		22						
	差引帳簿記載金額 (20)－(21)－(22)		23	外△	外△	外△	外△	外△	
リース期間又は改定リース期間の月数			24	（ ）月	（ ）月	（ ）月	（ ）月	（ ）月	
当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数			25						
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19))×$\frac{25}{24}$		26	円	円	円	円	円	
	特別償却又は割増償却に係る償却限度額	租税特別措置法適用条項	27	条 項 （ ）	条 項 （ ）	条 項 （ ）	条 項 （ ）	条 項 （ ）	
		特別償却限度額	28	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		29						
	合計 (26)＋(28)＋(29)		30						
当期償却額			31						
差引償却超過額	償却不足額 (30)－(31)		32						
	償却超過額 (31)－(30)		33						
	前期からの繰越額		34	外	外	外	外	外	
	当期認容損金額	償却不足によるもの	35						
		積立金取崩しによるもの	36						
	差引合計翌期への繰越額 (33)＋(34)－(35)－(36)		37						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32)－(35))と((28)＋(29))のうち少ない金額)		38						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		39						
	差引翌期への繰越額 (38)－(39)		40						
	翌期への繰越額の内訳	平 ・ ・ 平 ・ ・	41						
		当期分不足額	42						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32)－(35))と(28)のうち少ない金額)			43						
備考									

P75～P80参照

P80参照

法 0301－1604

○　別表十六（四）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号	10012	「28」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第１号）	10013	
	平成23年旧措置法第68条の10第１項第２号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第２号）	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第３号）	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第４号）	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」	10277	
	第68条の10の２第１項第１号イ	10383	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」又は「平成23年12月旧措置法平成第68条の10の２第１項第１号ロ」	10280	
	第68条の10の２第１項第１号ロ	10386	
	「第68条の10第１項第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」	10283	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の10第１号第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」	10286	「28」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項（「第42条の６第１項第１号」又は「平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」）	10030	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第２号）	10033	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第３号）	10036	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号	10044	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号	10047	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号	10050	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号	10053	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号	10056	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号	10059	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号	10062	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧効力措置法第68条の14第１項」又は「平成24年旧措置法第68条の14第１項」	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第１号	10086	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	平成24年旧措置法第68条の16第１項第１号	10297	「28」の欄の金額
	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第２号	10089	
	第68条の16第１項第２号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第１項	10092	
	第68条の17第１項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第１項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の20第１項	10098	
	第68条の20第１項	10373	
事業革新設備等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の21第１項	10101	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第２項	10104	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第３項	10107	
共同利用施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第１項	10110	
	第68条の24第１項	10376	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の25第２項」又は「平成23年旧措置法第68条の25第１項」	10309	
	第68条の25第１項	10376	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第１項	10312	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号イ）	10116	「28」の欄の金額
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号イ）	10315	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ハ）	10122	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ニ）	10125	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第２号）	10128	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第２号）	10398	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第３号）	10131	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第３号）	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第４号）	10134	
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第１号	10137	
	第68条の29第１項第１号	10324	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第２号	10140	「28」の欄の金額
	第68条の29第１項第２号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第１項第３号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第２項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第３項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	平成24年旧措置法第68条の30第１項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第２項第１号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第２号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第３号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第４号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第１項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第１項	10173	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第１項	10336	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」	10339	「28」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

○　別表十六（四）「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」（特別償却不足額）又は「第４項」（合併等特別償却不足額）	10186	「29」の欄の金額

別表十六(五)
30欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

別表十六(五) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1						
	構造		2						
	細目		3						
	取得年月日		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	事業の用に供した年月		5						
	耐用年数		6	年	年	年	年	年	
取得価額	取得価額又は製作価額		7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	
	圧縮記帳による積立金計上額		8						
	差引取得価額 (7)－(8)		9						
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10						
	期末現在の積立金の額		11						
	積立金の期中取崩額		12						
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)		13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額		14						
	前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外	外	
	合計 (13)＋(14)＋(15)		16						
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		17						
	旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額		18						
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)－(9)×10/100	19						
		旧定額法の償却率	20						
		旧定率法 旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21	円			円	円	
		旧定率法の償却率	22						
		算出償却額 ((19)×(20))又は((21)×(22))	23	円	円	円	円	円	
	平成19年4月1日以後取得分	定額法 定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24						
		定額法の償却率	25						
		定率法 定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26	円	円	円	円	円	
		定率法の償却率	27						
		算出償却額 ((24)×(25))又は((26)×(27))	28	円	円	円	円	円	
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)		29						
	特別償却限度額		30	（外 ）	（外 ）	（外 ）	（外 ）	（外 ）	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		31						
	合計 (29)＋(30)＋(31)		32						
	差引取得価額×50％ (9)×50/100		33						
	当期償却可能限度額		34						
	当期の通常償却額 ((32)又は(34)のうち少ない金額)		35						
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額		36						
	償却限度額 (35)＋(36)		37						
当期償却額			38						
差引	償却不足額 (37)－(38)		39						
	償却超過額 (38)－(37)		40						
償却超過額	前期からの繰越額		41	外	外	外	外	外	
	当期認容損金額	償却不足によるもの	42						
		積立金取崩しによるもの	43						
	差引合計翌期への繰越額 (40)＋(41)－(42)－(43)		44						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((39)－(42))と((30)＋(31))のうち少ない金額)		45						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		46						
	差引翌期への繰越額 (45)－(46)		47						
	翌期繰越額の内訳	平・・平・・	48						
		当期分不足額	49						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((39)－(42))と(30)のうち少ない金額)			50						
備考									

P82～P87参照

P87参照

法 0301－1605

○　別表十六（五）「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号	10012	「30」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第１号）	10013	
	平成23年旧措置法第68条の10第１項第２号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第２号）	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第３号）	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第６項 （同条第１項第４号）	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」	10277	
	第68条の10の２第１項第１号イ	10383	
	「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」又は「平成23年12月旧措置法平成第68条の10の２第１項第１号ロ」	10280	
	第68条の10の２第１項第１号ロ	10386	
	「第68条の10第１項第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」	10283	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の10第１号第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」	10286	「30」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第１項（「第42条の６第１項第１号」又は「平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」）	10030	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第２号）	10033	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第３号）	10036	
	第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号	10044	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号	10047	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号	10050	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号	10053	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号	10056	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号	10059	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号	10062	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧効力措置法第68条の14第１項」又は「平成24年旧措置法第68条の14第１項」	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第１項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第１号	10086	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	平成24年旧措置法第68条の16第１項第１号	10297	「30」の欄の金額
	第68条の16第１項第１号	10395	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第１項第２号	10089	
	第68条の16第１項第２号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第１項	10092	
	第68条の17第１項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第１項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の20第１項	10098	
	第68条の20第１項	10373	
事業革新設備等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の21第１項	10101	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第２項	10104	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第３項	10107	
共同利用施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第１項	10110	
	第68条の24第１項	10376	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の25第２項」又は「平成23年旧措置法第68条の25第１項」	10309	
	第68条の25第１項	10376	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第１項	10312	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号イ）	10116	「30」の欄の金額
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号イ）	10315	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ハ）	10122	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法45条第１項第１号ニ）	10125	
	第68条の27第１項（第45条第１項第１号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第２号）	10128	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第２号）	10398	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第１項（平成24年旧措置法第45条第１項第３号）	10131	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第３号）	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第１項（第45条第１項第４号）	10134	
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第１号	10137	
	第68条の29第１項第１号	10324	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第１項第２号	10140	「30」の欄の金額
	第68条の29第１項第２号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第１項第３号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第２項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第３項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	平成24年旧措置法第68条の30第１項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第２項第１号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第２号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第３号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第２項第４号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第１項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第１項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第１項	10173	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第１項	10333	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第１項	10336	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第１項」	10339	「30」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第１項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第１項」	10342	

○　別表十六（五）「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第１項」（特別償却不足額）又は「第４項」（合併等特別償却不足額）	10186	「31」の欄の金額

別表十六(七)
8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7						

当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)	8	円

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

8欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の102の2第1項」
②区分番号に、「10274」
③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額（円単位）
を記載してください

（注） 適用額は年300万円が上限となりますのでご注意ください

別表十六(七)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1607

別表十六(九)
9欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

別表十六(九) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 条 第 項 第 号	第 条 第 項 第 号	第 条 第 項 第 号	計	
	種類	2					
	構造・区分・設備の種類	3					
	細目	4					
	事業の用に供した年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・		
	耐用年数	6	年	年	年		
当期積立額		7	円	円	円	円	
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8					
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9					
	積立限度額 (8)＋(9)	10					
差引	積立限度超過額 (7)－(10)	11					
	積立不足額 割増償却の場合 (8)－(7)	12					
	積立不足額 初年度特別償却の場合 (8)－((7)－(9)) ((7)－(9)≦0の場合は(8))	13					
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)－(7)	14					
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15					
	差引翌期への繰越額 (14)－(15)	16					
	翌期への繰越額の内訳 平 ・ ・ 平 ・ ・	17					
	翌期への繰越額の内訳 当期分 (12)又は(13)	18					
	翌期への繰越額の内訳 計 (17)＋(18)	19					
当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)		20					
合併等特別償却準備金積立不足額 (8)－(7)		21					
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・		
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円	円	
	期首特別償却準備金の金額	24					
	当期益金算入額 均等益金算入による場合 (23)×84、60又は(耐用年数×12)	25					
	当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額	26					
	当期益金算入額 合計 (25)＋(26)	27					
	期末特別償却準備金の金額 (24)－(27)	28					

P90～P97参照

P97～P104参照

法 0301－1609

○　別表十六（九）「９」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号）	10015	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第２号）	10019	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号）	10023	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号）	10027	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」）	10279	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第11項」 （第68条の10第１項第１号イ）	10385	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号ロ」）	10282	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の10第１項第１号ロ）	10388	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （「第68条の10の２第１項第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」）	10285	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （「第68条の10第１項第２号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」）	10288	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （「第68条の11第１項（第42条の６第１項第１号）」又は「平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号）」）	10032	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の11第１項（第42条の６第１項第２号））	10035	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の11第１項（第42条の６第１項第３号））	10038	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号））	10041	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号）	10046	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号）	10049	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号）	10052	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号）	10055	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号）	10058	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号）	10061	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号）	10064	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号）	10067	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10083	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10293	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の16第１項第１号）	10088	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成24年旧措置法第68条の16第１項第１号）	10299	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の16第１項第１号）	10397	
船舶の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の16第１項第２号）	10091	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
船舶の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の16第１項第２号）	10302	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の17第１項）	10094	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の17第１項）	10305	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10097	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の20第１項）	10100	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10375	
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の21第１項）	10103	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の21第２項）	10106	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年12月旧措置法第68条の21第３項）	10109	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の24第１項）	10112	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の24第１項）	10308	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （「第68条の25第２項」又は「平成23年旧措置法第68条の26第１項」）	10311	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の25第１項）	10378	
特定高度通信設備の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10314	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法第45条第１項第１号イ））	10118	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の27第１項（第45条第１項第１号イ））	10317	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の27第１項（第45条第１項第１号ロ））	10121	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法第45条第１項第１号ハ））	10124	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の27第１項（第45条第１項第１号ハ））	10320	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法第45条第１項第１号ニ））	10127	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （第68条の27第１項（第45条第１項第１号ニ））	10323	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10130	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10400	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10133	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10403	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10136	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の29第１項第１号）	10139	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （法68条の29第１項第１号）	10326	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の29第１項第２号）	10142	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （法68条の29第１項第２号）	10329	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の29第１項第３号）	10145	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の29第２項）	10148	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の29第３項）	10151	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10154	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第１号）	10160	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第２号）	10163	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第３号）	10166	
	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第４号）	10169	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10332	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10172	
事業所内託児施設等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10175	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10335	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10178	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の３第２項」、「第３項」又は「第12項」	10338	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10341	「９」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第２項」、「第３項」又は「第12項」	10344	

○　別表十六（九）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号）	10014	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第２号）	10018	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号）	10022	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号）	10026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」）	10278	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の10の２第１項第１号イ）	10384	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （「第68条の10第１項第１号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号ロイ」）	10281	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の10の２第１項第１号ロ）	10387	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （「第68条の10第１項第２号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」）	10284	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （「第68条の10第１項第２号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」）	10287	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の11第１項（「第42条の６第１項第１号」又は「平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」））	10031	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の11第１項（第42条の６第１項第２号））	10034	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の11第１項（第42条の６第１項第３号））	10037	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号））	10040	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号）	10045	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号）	10048	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号）	10051	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号）	10054	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号）	10057	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号）	10060	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号）	10063	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号）	10066	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10292	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の16第１項第１号）	10087	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成24年旧措置法第68条の16第１項第１号）	10298	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の16第１項第１号）	10396	
船舶の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の16第１項第２号）	10090	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の16第１項第２号）	10301	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の17第１項）	10093	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の17第１項）	10304	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の20第１項）	10099	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の20第１項）	10374	
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の21第１項）	10102	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の21第２項）	10105	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年12月旧措置法第68条の21第３項）	10108	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の24第１項）	10111	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の24第１項）	10307	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （「第68条の25第２項」又は「平成23年旧措置法第68条の26第１項」）	10310	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の25第１項）	10377	
特定高度通信設備の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10313	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法第45条第１項第１号イ））	10117	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の27第１項（第45条第１項第１号イ））	10316	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の27第１項（第45条第１項の表の第１号ロ））	10120	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法第45条第１項の表の第１号ハ））	10123	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の27第１項（第45条第１項の表の第１号ハ））	10319	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の27第１項（平成23年旧措置法第45条第１項の表の第１号ニ））	10126	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （第68条の27第１項（第45条第１項の表の第１号ニ））	10322	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10129	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10399	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10132	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10402	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10135	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の29第１項第１号）	10138	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （法68条の29第１項第１号）	10325	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の29第１項第２号）	10141	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （法68条の29第１項第２号）	10328	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の29第１項第３号）	10144	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の29第２項）	10147	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の29第３項）	10150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第１号）	10159	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第２号）	10162	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第３号）	10165	
	「第68条の41第１項」又は「第11項」 （平成23年旧措置法第68条の31第２項第４号）	10168	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10331	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10171	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
事業所内託児施設等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10174	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10334	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10177	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の３第１項」又は「第11項」	10337	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10340	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第11項」	10343	

国税庁ホームページへの掲載
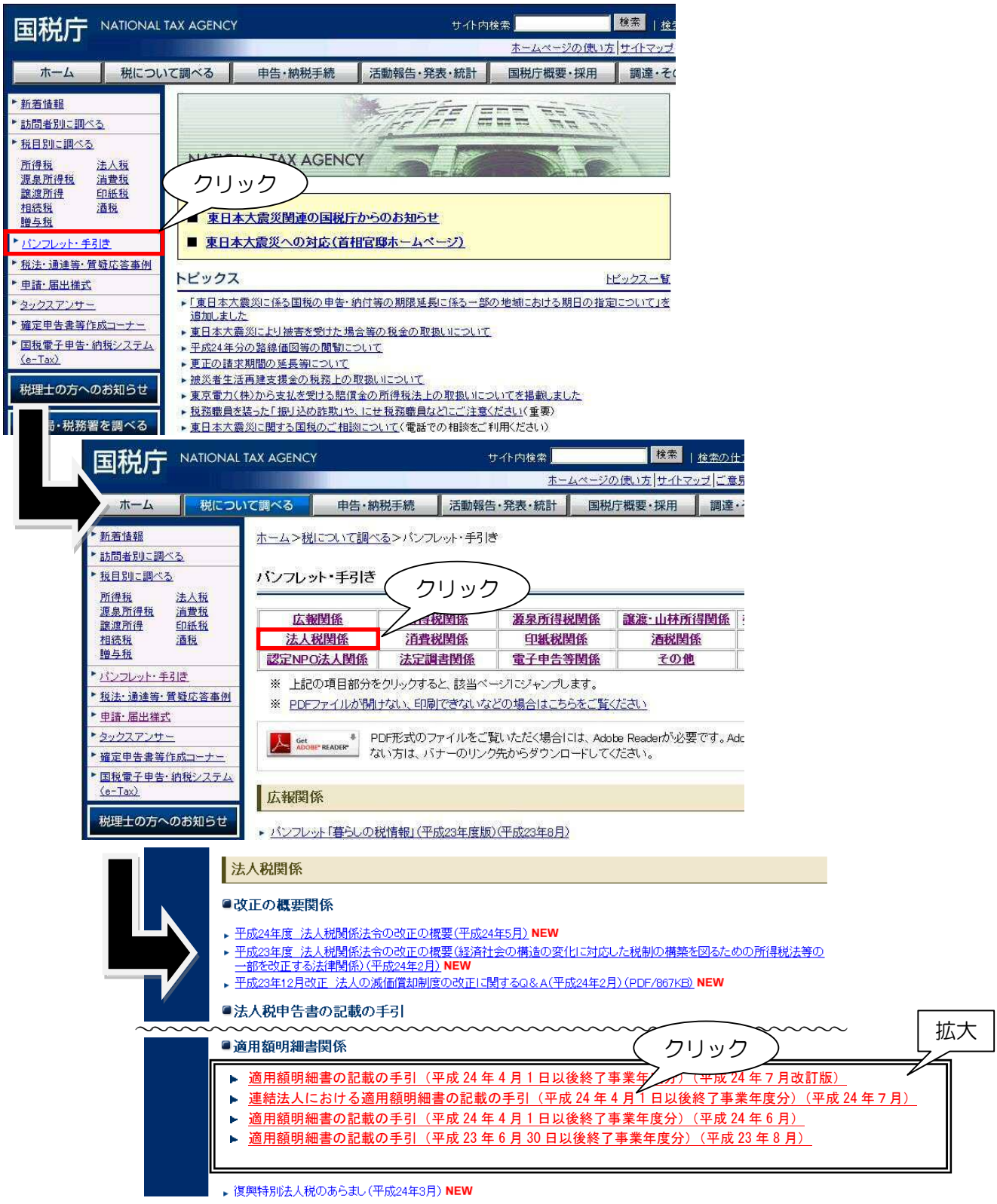
「適用額明細書の記載の手引」につきましては、以下の国税庁ホームページに掲載されております（適用額明細書の様式もダウンロードできます）。